

第3次

臼杵市人権教育・
人権啓発推進基本計画



2026(令和8)年3月
臼杵市

はじめに

世界人権宣言の採択から、まもなく80年を迎えようとしています。人権の尊重は、すべての人がかけがえのない存在として大切にされ、安心して暮らすことのできる社会を築くための基本となるものです。



わが国では、日本国憲法に掲げる基本的人権の尊重の理念のもと、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定などを通じて、人権が尊重される社会の実現に向けた取組が進められてきました。

しかしながら、部落差別問題をはじめとするさまざまな人権課題はいまだ存在しています。さらに近年では、インターネット上での誹謗中傷や差別的な書き込み、子どもへのいじめや虐待、高齢者や障がいのある方への偏見、外国人住民との共生、性の多様性への理解など、人権をめぐる課題は多様化しており、社会全体で向き合っていくことが求められています。

本市では、市民の皆様の人権に関する意識を把握するため、5年ごとに市民意識調査を実施し、その結果を「白杵市人権教育・人権啓発推進基本計画」に反映させながら、総合的かつ効果的に人権施策を推進してまいりました。

このたび、前回の計画策定から10年が経過したことを受け、社会情勢や市民意識の変化を踏まえ、今後の人権行政の指針となる「第3次白杵市人権教育・人権啓発推進基本計画」を策定いたしました。

人権が尊重される社会は、一朝一夕に実現するものではありません。日々の暮らしの中で、お互いの違いを認め合い、相手の立場を思いやる心を育んでいくことが大切です。行政としても、本計画に基づき、人権教育や啓発の取組を着実に進めてまいります。

そして、差別や偏見のない社会を実現するためには、行政だけでなく、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場において人権への理解を深めていくことが欠かせません。市民の皆様とともに、人権を尊重し合い、誰もが安心して暮らすことのできる白杵市を築いていきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました「白杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する審議会」委員の皆様をはじめ、ご協力を賜りました関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

2026(令和8)年3月

白杵市長 西岡 隆

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 「第3次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画」策定の趣旨	1
2 計画の期間	2
3 基本計画の位置づけ	2
第2章 人権を取り巻く状況	4
1 国際社会・国・県の取組	4
2 本市の取組	6
3 本市における人権意識の特徴	10
第3章 「第3次基本計画」の基本理念	21
第4章 様々な分野における人権行政の推進	22
1 課題横断的な人権問題(インターネット上の人権侵害)	23
2 部落差別問題(同和問題)	27
3 女性の人権問題	33
4 こどもの人権問題	38
5 高齢者の人権問題	43
6 障がいのある人の人権問題	48
7 外国人の人権問題	52
8 感染症患者等の人権問題	57
9 性の多様性に関する人権問題	62
10 様々な人権問題	65
第5章 人権尊重施策の総合的な推進	71
1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発	71
2 効果的な人権教育・啓発の推進	75
3 相談・支援体制の充実	78
第6章 計画の推進体制等	79
1 推進体制	79
2 基本計画の確認と見直し	79
策定経緯	80
資料編〔関連する法律や条例〕	83

第1章 計画の策定にあたって

1 「第3次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画」策定の趣旨

わが国は、1997(平成9)年に「人権教育のための国連10年国内行動計画」を策定し、本市では旧市町ともに、2000(平成12)年に行動計画を策定しました。新市誕生後の2006(平成18)年には、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するため「臼杵市人権教育・啓発推進基本計画」を策定し、その後10年ごとに見直しを行い、人権尊重社会の実現に向けた取組を進めてきました。

戦後80年を迎え、時代の流れとともに、社会や環境の変化はさらにスピードを増し、私たちの生活や意識に影響を与えています。特に、少子高齢化と人口減少、情報化の進展により、価値観の多様化やグローバル化が進んでいます。それゆえに、依然として、家庭、学校、職場、地域、インターネット上など、あらゆる場において、部落差別問題(同和問題)をはじめ、障がいのある人や外国人、性的少数者等に対する不当な差別や偏見が存在し、インターネットを利用した誹謗中傷や差別の助長など、横断的かつ複合的な人権問題も顕在化しています。このような社会情勢の変化に伴い、国では、差別解消三法¹に加え、情報流通プラットフォーム対処法²、LGBT理解増進法³など、新たな法律の整備等にも取り組まれてきました。

本市が2024(令和6)年度に実施した「人権・部落差別問題に関する市民意識調査」では、自分自身は“差別とは無関係”と考える人が一定数いました。「今の社会は人権が尊重されている」「差別意識を持っていないので関係ない」という意識は、気づかないうちに自分自身が差別を助長する側に立ってしまう可能性があります。

ひとりひとりの「差別されない権利」を守るためには、社会的多数者(マジョリティ)側に属する人々が、意識せずに享受している優遇や恩恵⁴に気づくことが必要であり、差別意識や差別に対して「他人ごと」ではなく「自分ごと」として捉えられるようになることが、公正で平等な社会を築くための第一歩となります。また、これまでの取組に加え、新たな時代に対応した方法や手法の導入も必要です。

このような背景のもと、ひとりひとりの人権を大切にして差別のない社会を実現するため、これまで本市が進めてきた人権教育・啓発の取組を発展的に継承し、社会情勢の変化に対応する「第3次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画」を策定しました。

¹ 「差別解消三法」=2016(平成28)年に施行された「障害者差別解消法」「ハイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」

² 「情報流通プラットフォーム対処法」=特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律

³ 「LGBT理解増進法」=性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

⁴ 「社会的多数者(マジョリティ)側に属する人々が、社会の制度の中で意識せずに享受している優遇や恩恵」のことを、「マジョリティ特権」と言います。

2 計画の期間

本計画の期間は下記の通りとし、社会情勢の変化に応じ適宜計画を見直します。

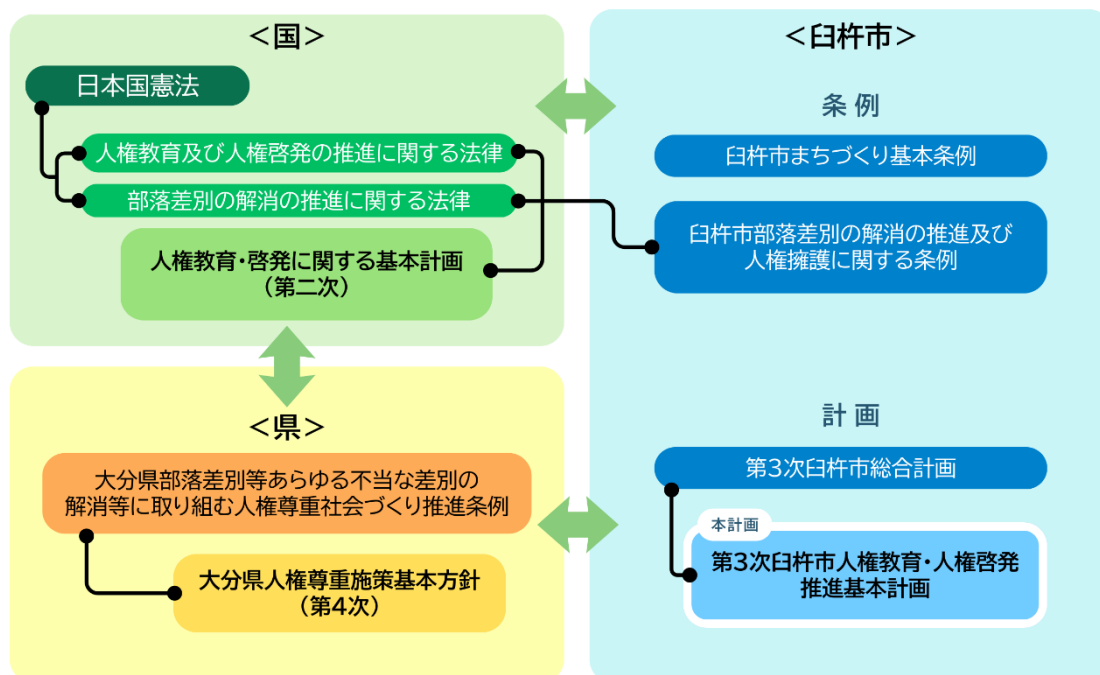
2026(令和8)年度から2035(令和17)年度までの10年間

3 基本計画の位置づけ

本計画は、下記の法令、条例及び各種計画と関連しています。

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例」に基づいて策定する計画です。
- 第2次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画を継承しつつ、これまでの取組の成果と評価及び新たな人権課題を踏まえた計画です。
- 第3次臼杵市総合計画のまちづくりの目標に掲げる「人権尊重社会の実現」を達成するための計画です。
- 国の人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)及び大分県人権尊重施策基本方針(第4次)との整合性を図った計画です。

■国・県の法令、計画等との体系図



第3次白杵市人権教育・人権啓発推進基本計画

課題横断的な人権問題（インターネット上の人権侵害）

部落差別問題
（同和問題）

- ・部落差別の解消の推進に関する基本方針
- ・白杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例

女性の人権問題

- ・白杵市男女共同参画基本計画 ・白杵市女性活躍推進計画
- ・白杵市DV対策基本計画
- ・白杵市困難な問題を抱える女性支援基本計画

こどもの人権問題

- ・白杵市子ども・子育て支援事業計画

高齢者の人権問題

- ・白杵市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

障がいのある人の
人権問題

- ・白杵市障がい者計画
- ・障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる白杵市づくり条例

外国人の人権問題

感染症患者等の人権問題

HIV感染症／肝炎／ハンセン病／新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等

性の多様性に
関する人権問題

- ・白杵市パートナーシップ宣誓制度
- ・白杵市性の多様性の尊重に関する条例

様々な人権問題

プライバシーをめぐる問題／犯罪被害者やその家族／災害時／アイヌの人々
刑を終えて出所した人／路上生活者／公益通報者／職場におけるハラスメント

人権全般に
あたるもの

- ・白杵市地域福祉計画 ・白杵市景観計画 ・白杵市交通安全計画
- ・白杵市人材育成基本方針 ・白杵市都市計画マスタープラン
- ・白杵市自殺対策計画 ・白杵市社会教育基本方針及び年間計画

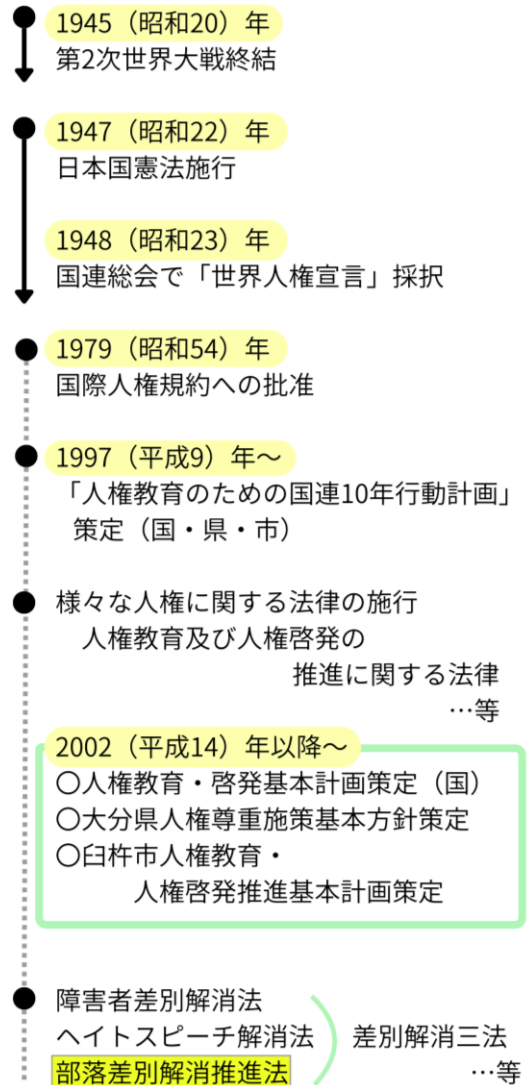
第2章 人権を取り巻く状況

1 国際社会・国・県取組

20世紀に起きた二度の世界大戦を反省し、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流となり、1948（昭和23）年に国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、すべての人間の尊厳と平等な権利を認め、自由・正義・平和の基礎とする理念を掲げています。

日本国憲法は「基本的人権の尊重」を重要な原則とし、すべての人が個人として尊重されるべきと定めています。この理念のもと、わが国は国際的な条約の締結や法整備を進めてきました。1997（平成9）年には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定し、国際社会の一員としての役割を果たす重要性を示しました。また、2000（平成12）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、これに基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。さらに、2025（令和7）年には、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を策定し、社会経済情勢や国際的潮流の動向を踏まえ、各種人権課題の解決に向けた人権教育・啓発に関する施策のさらなる推進を目指しています。

日本固有の人権問題である部落差別問題については、1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」に基づき、「同和対策事業特別措置法」等による特別対策が1969（昭和44）年から2002（平成14）年までの33年間実施されました。その後、2016（平成28）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別のない社会の実現を基本理念として掲げています。



大分県では、国の動きを踏まえ、2025(令和7)年に「大分県人権尊重施策基本方針(第4次)」を策定し、誰もがいきいきと活躍している「共生社会」の実現を目指して、様々な取組を進めています。

SDGs(持続可能な開発目標)を知っていますか？

日常の様々なところで、下記のカラフルなマークやシンボルを見かけたことがあるかもしれません。これは「SDGs(持続可能な開発目標)」と言って、すべての人が尊厳と平等を持ち、健康な環境で自分の力を発揮できるようにする社会を目指すための17のゴールを示したものです。

SDGsは、“すべての人間が尊厳と平等の下に、そして健康な環境の下に、その持てる潜在能力を発揮することができることを確保することを決意する”とし、その根底には、強い人権尊重の基礎があります。「誰一人取り残さない」持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標達成に向け、世界で、そして日本においても様々な取組が進められています。

人権教育やSDGsは、私たちがより良い社会をつくるためにとても大切なことです。みなさんも、今、自分ができていることを考え、積極的に関わっていきましょう。



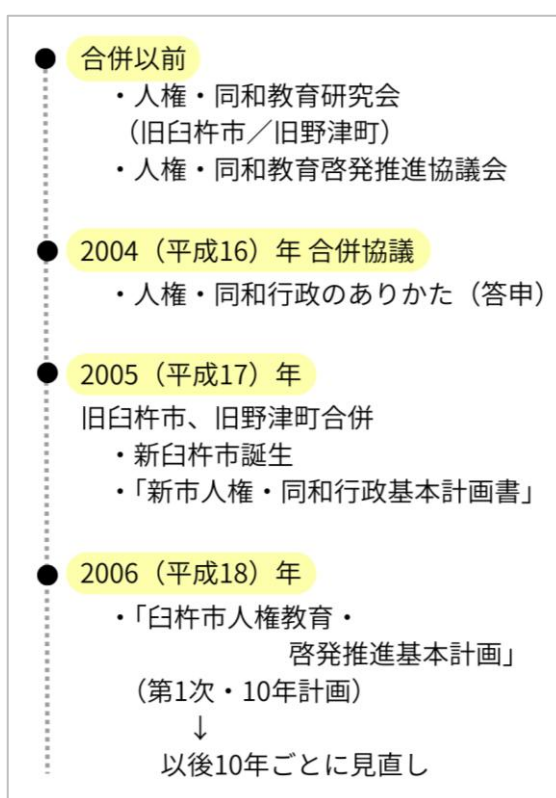
2 本市の取組

本市は、2005(平成17)年1月1日、旧臼杵市と旧野津町が合併し、これまでそれぞれの地域が守り育ててきた特性を活かしつつ、新市として新たな歴史を築きながら、2025(令和7)年1月1日には合併20周年を迎えました。

合併以前の人権教育・啓発の状況としては、それぞれの教育委員会(社会教育・学校教育)の取組や人権啓発の施策に加えて、教職員の研究団体である旧臼杵市・旧大野郡の人権・同和教育研究会(現:臼杵市部落差別解消推進・人権教育研究会)と各種団体・事業所等で組織された臼杵市人権・同和教育啓発推進協議会(現:臼杵市部落差別解消推進・人権教育啓発推進協議会)の活動が大きな役割を果たしてきました。これらの教育・啓発行政(学校教育・社会教育・人権啓発)と教職員の研究団体等が中心となつて、人権啓発講師団の育成やフィールドワーク⁵を取り入れた研修会の実施のほか、企業・団体等の理解・協力のもとでの研修の取組等、市内での啓発が継続していることなど、様々な施策が今日まで連携して取り組まれてきました。

また、合併協議の中で、2004(平成16)年12月には臼杵市部落差別撤廃・人権擁護に関する審議会から、新市における人権・同和行政に対する提言からなる「人権・同和行政のありかた(答申)」が出され、2005(平成17)年3月に「新市人権・同和行政基本計画書」を策定しました。翌年2006(平成18)年には、10年間の人権教育・啓発の方針と具体的な取組を定めた「臼杵市人権教育・啓発推進基本計画」を策定し、以後10年ごとに見直しを行っています。

なお、策定した基本計画をより一層推進するため、教育・啓発行政の施策の取組に加え、臼杵市部落差別解消推進・人権教育啓発推進協議会が中心となつて、様々な人権問題に対する市民の正しい認識を深める取組を行うなど、総合的かつ効果的に人権教育・啓発を進めています。



⁵ 「フィールドワーク」=調査・研究対象となる現地に行き、そこで暮らしている人々や状況にかかわりながら、その経験を通して情報を集め、記録し、伝達しようとする事。

第2次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画では、従来の8つの人権課題に加えて、「インターネットをめぐる人権問題」と「性的指向及び性自認に関する人権問題」を新たに追加し、時代に応じた人権問題に対応した取組を行っています。

2016(平成28)年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、本市における体制等の整備を行い、2019(平成31)年には「臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例」を改正(名称変更等)し、今なお部落差別が存在するという事実を改めて認識した上で、8月の「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」にあわせた全市民対象の大規模講演会「人権・部落差別問題講演会」の開催に加え、小中学校単位での「地域交流講演会・心の種まき」の実施など、より身近な場所での啓発に取り組んできました。さらに、インターネット上での特定個人等を対象とする差別的表現等の発見及び拡散防止のための監視対応(モニタリング)や性的少数者に対する差別意識や偏見の解消を目指し、アウティング行為の禁止や相談体制の整備等を明文化した「臼杵市性の多様性の尊重に関する条例」を制定するなど、新たな取組を展開してきました。

■第2次基本計画策定以降の主な取組

① 部落差別問題

2016(平成28)年12月 部落差別の解消の推進に関する法律 施行

2019(平成31)年 4月 臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例 改正

法律に合わせて条例の名称を変更。市役所の関連部署等の名称変更や組織改編を実施。8月の運動月間では、市報、ケーブルテレビ等でも部落差別解消推進法⁶の周知を実施。

② インターネットをめぐる人権問題

2018(平成30)年 5月 インターネット上での差別表現等の書き込みの監視(モニタリング)⁷ 対応 開始

③ 性的指向及び性自認に関する人権問題

2021(令和3)年 4月 臼杵市パートナーシップ宣誓制度 開始

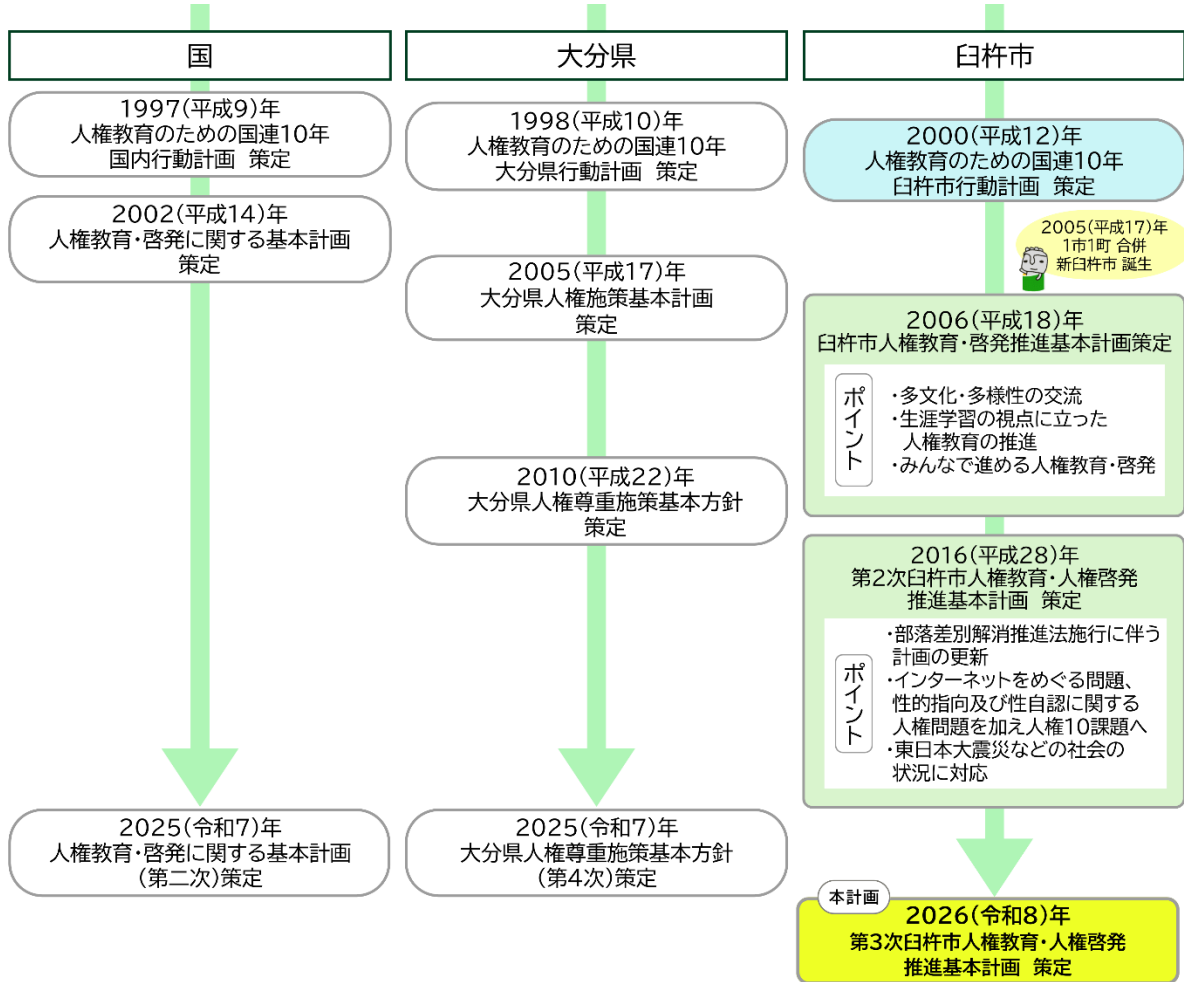
2024(令和6)年10月 臼杵市性の多様性の尊重に関する条例 制定

性的少数者に対する差別意識や偏見の解消を目指し、アウティング行為の禁止や相談体制の整備等を明文化。県内に先駆けて制定。

⁶ 「部落差別解消推進法」=部落差別の解消の推進に関する法律

⁷ 2016(平成28)年に部落差別解消推進法が施行された背景には、インターネット上でデマや偏見、差別的情報が広まり、全国で差別の拡大や悪質な行為、事件が発生したこと等があり、定期的に監視(モニタリング)対応を行う自治体が増えてきました。

■国・県・市の計画、方針作成の変遷図



■臼杵市のこれまでの人権教育・啓発の取組イメージ



国・大分県・臼杵市の動き

年月	国の動き	大分県の動き	臼杵市の動き
1995年 (平成7年)	人権教育のための国連10年推進本部設置		臼杵市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例制定
1997年 (平成9年)	・人権教育のための国連10年国内行動計画策定 ・人権擁護施策推進法(5ヶ年)	人権教育のための国連10年大分県推進本部設置	第1回臼杵市人権・同和問題市民意識調査
1998年 (平成10年)		人権教育のための国連10年大分県行動計画策定	
1999年 (平成11年)			人権教育のための国連10年臼杵市推進本部設置
2000年 (平成12年)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(議員立法)		人権教育のための国連10年臼杵市行動計画策定
2002年 (平成14年)	人権教育・啓発に関する基本計画策定		
2003年 (平成15年)			第2回臼杵市人権・同和問題市民意識調査
2004年 (平成16年)			「人権教育のための国連10年臼杵市行動計画」に基づく行動計画が12月31日をもって終了
2005年 (平成17年)		・大分県人権施策基本計画策定 ・大分県人権教育基本方針策定	・1月臼杵市、野津町合併 ・臼杵市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例の踏襲
2006年 (平成18年)		大分県人権教育推進計画策定	臼杵市人権教育・啓発推進基本計画策定
2009年 (平成21年)		大分県人権尊重社会づくり推進条例施行	第3回臼杵市人権・同和問題市民意識調査
2010年 (平成22年)		大分県人権尊重施策基本方針策定	
2012年 (平成24年)			臼杵市人権施策実施計画策定
2014年 (平成26年)			第4回臼杵市人権・同和問題市民意識調査
2015年 (平成27年)		大分県人権尊重施策基本方針(第2次)改定	
2016年 (平成28年)	部落差別解消推進法施行	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例施行	第2次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画策定
2017年 (平成29年)			臼杵市人権・同和保育連絡協議会発足
2018年 (平成30年)			臼杵市部落差別の解消の推進に関する基本方針作成
2019年 (平成31年/令和元年)			・臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例改正 ・第5回臼杵市人権・同和問題市民意識調査
2020年 (令和2年)		大分県人権尊重施策基本方針(第3次)改定	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる臼杵市づくり条例施行
2021年 (令和3年)		大分県人権教育推進計画改訂	・第2次人権教育・人権啓発推進基本計画改訂 ・臼杵市人権施策実施計画改訂 ・臼杵市パートナーシップ宣誓制度開始 ・臼杵市みんなで取り組む認知症条例施行
2022年 (令和4年)		「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」として改正	
2024年 (令和6年)		大分県パートナーシップ宣誓制度開始	・第6回臼杵市人権・部落差別問題市民意識調査 ・臼杵市性の多様性の尊重に関する条例施行
2025年 (令和7年)	人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)策定	大分県人権尊重施策基本方針(第4次)策定	
2026年 (令和8年)			第3次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画策定

3 本市における人権意識の特徴

(1)「臼杵市人権・部落差別問題に関する市民意識調査」の目的及び概要

本調査は、部落差別問題(同和問題)をはじめとする人権問題についての意識や実態を把握し、今後の部落差別解消推進・人権行政の基礎資料として、人権教育・啓発及び人権擁護に関する施策に反映させるために5年に1度実施するものです。

○調査時期 2024(令和6)年8月1日～9月27日

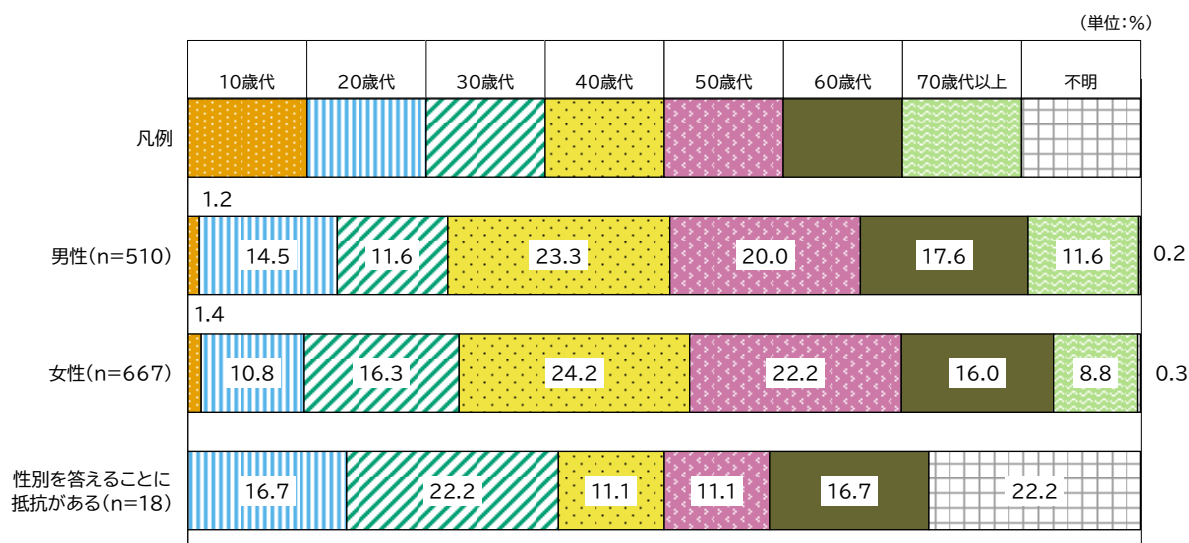
○調査対象 2024(令和6)年8月現在、臼杵市に住民票を有する
18歳以上の市民から2,500人を無作為に抽出しました。

○調査手法 郵送調査(インターネットでも回答受付を行いました。)

○回収結果 1,210人(回収率48.4%)

※グラフ中の数値は一部、無回答・無効回答・その他の回答の割合を記載していないため、合計が100.0%にならない場合があります。

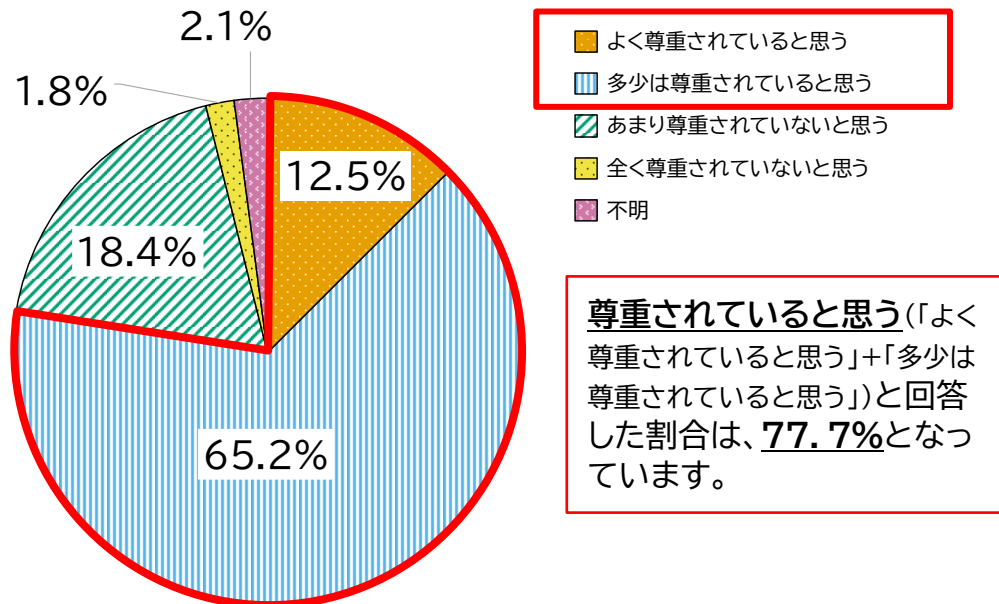
■ 回答者の性別、年代



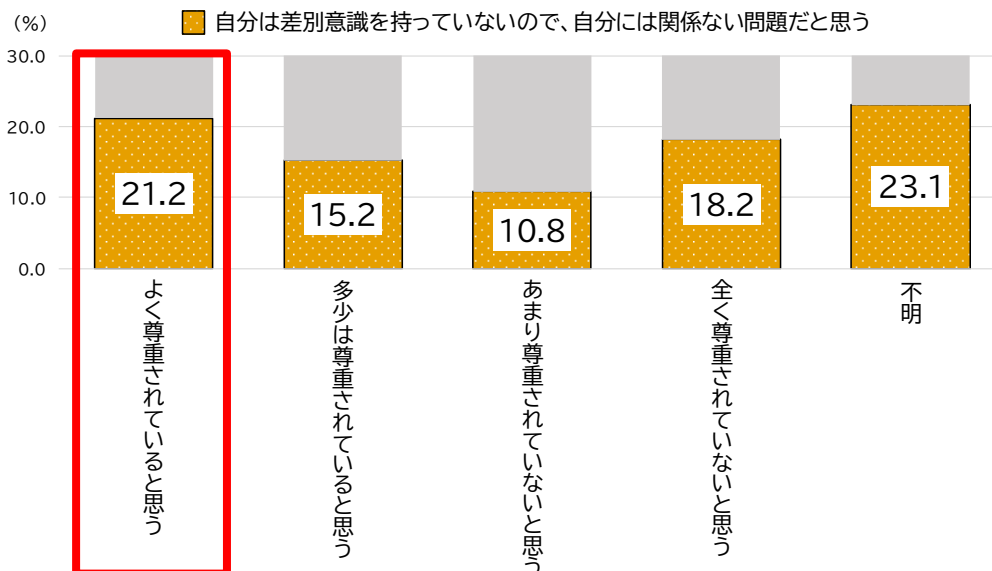
(2)調査結果

■ 日本社会における人権尊重の現状について

今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか。(○は1つ)
(調査報告書 p18【問1】)



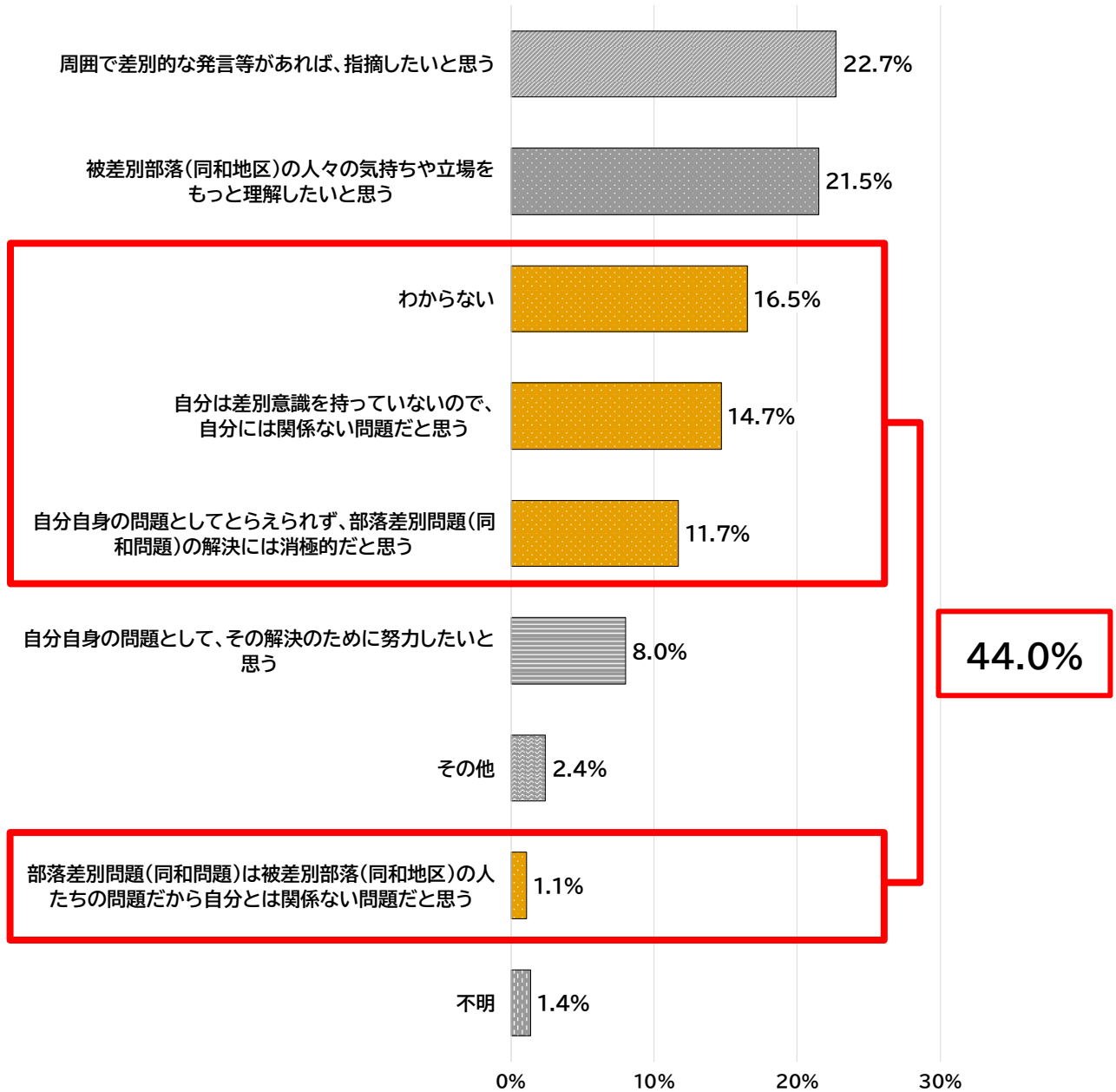
■ 人権の尊重度別でみる部落差別問題(同和問題)と自身とのかかわりについて



人権が尊重されている社会かどうかの意識と、部落差別問題(同和問題)とのかかわりについての関連をみると、「尊重されていると思う」と回答している人ほど、「自分は差別意識を持っていないので、自分には関係ない問題だと思う」と回答した割合が高くなっていることがわかりました。

■ 部落差別問題(同和問題)とあなた自身とのかかわりについて

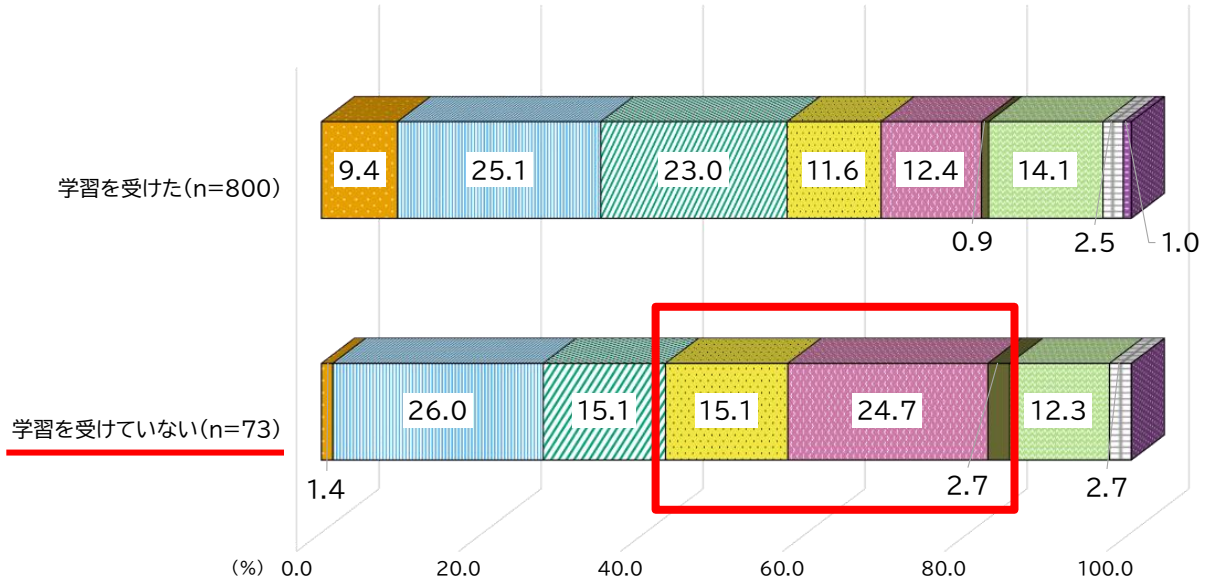
部落差別問題(同和問題)とあなた自身とのかかわりについて、あなたの考えに近いものはどれですか。(○は1つ)(調査報告書 p103【問20】)



「わからない」16.5%、「自分は差別意識を持っていないので、自分には関係ない問題だと思う」14.7%、「解決には消極的だと思う」11.7%、「被差別部落(同和地区)の人たちの問題だから自分とは関係ない問題だと思う」1.1%といった、自分自身の問題として捉えられていない傾向の回答が合計44.0%という結果となりました。

■ 人権問題学習の経験度別にみた、部落差別問題(同和問題)と自身とのかかわりについて

部落差別問題(同和問題)とあなた自身とのかかわりについて、あなたの考えに近いものはどれですか。(○は1つ)(調査報告書 p103【問20】)

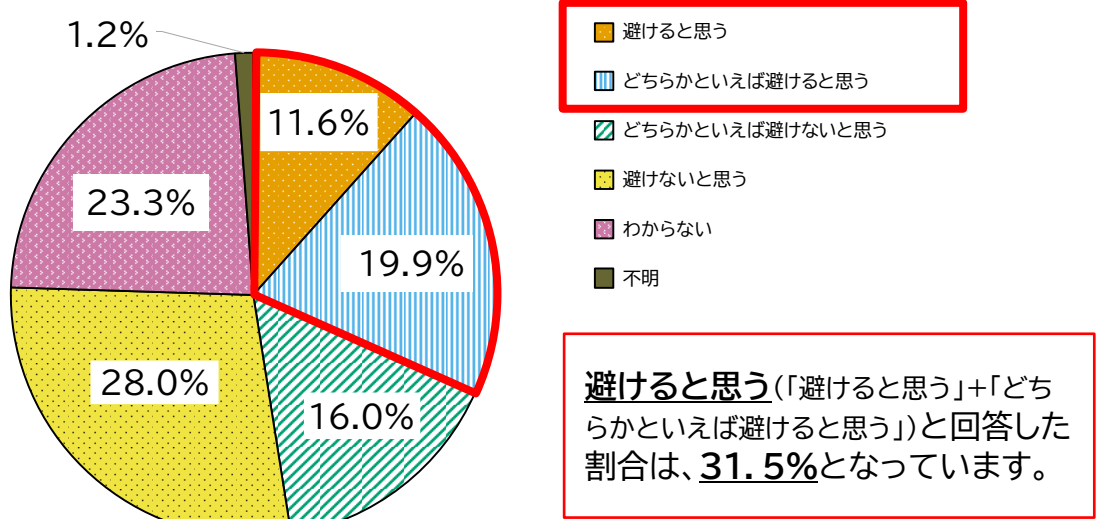


- 自分自身の問題として、その解決のために努力したいと思う
- 周囲で差別的な発言等があれば、指摘したいと思う
- 被差別部落(同和地区)の人々の気持ちや立場をもっと理解したいと思う
- 自分自身の問題としてとらえられず、部落差別問題(同和問題)の解決には消極的だと思う
- 自分は差別意識を持っていないので、自分には関係ない問題だと思う
- 部落差別問題(同和問題)は被差別部落(同和地区)の人たちの問題だから自分とは関係ない問題だと思う
- わからない
- その他
- 不明

「学習を受けていない」と回答した人は、「学習を受けた」と回答した人よりも、「自分自身の問題としてとらえられず、部落差別問題(同和問題)の解決には消極的だと思う」「自分は差別意識を持っていないので、自分には関係ない問題だと思う」「部落差別問題(同和問題)は被差別部落(同和地区)の人たちの問題だから自分とは関係ない問題だと思う」と回答した割合が高くなっていることがわかりました。

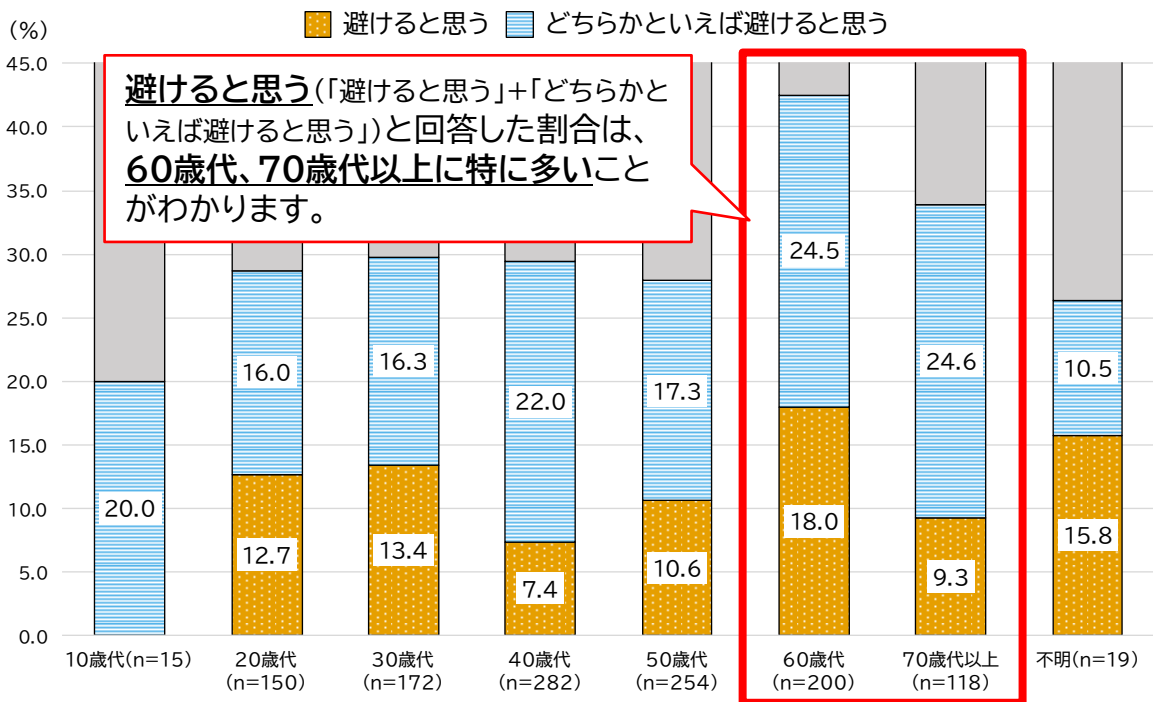
■ 不動産を選ぶ際の条件について(被差別部落(同和地区)の区域内の場合)

あなたは、住宅を購入する、アパートを借りるなど不動産を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望に沿っていても、「(1)被差別部落(同和地区)の区域内である」ことにより、避けることがあると思いますか。(〇は1つ)(調査報告書 p35【問5】)



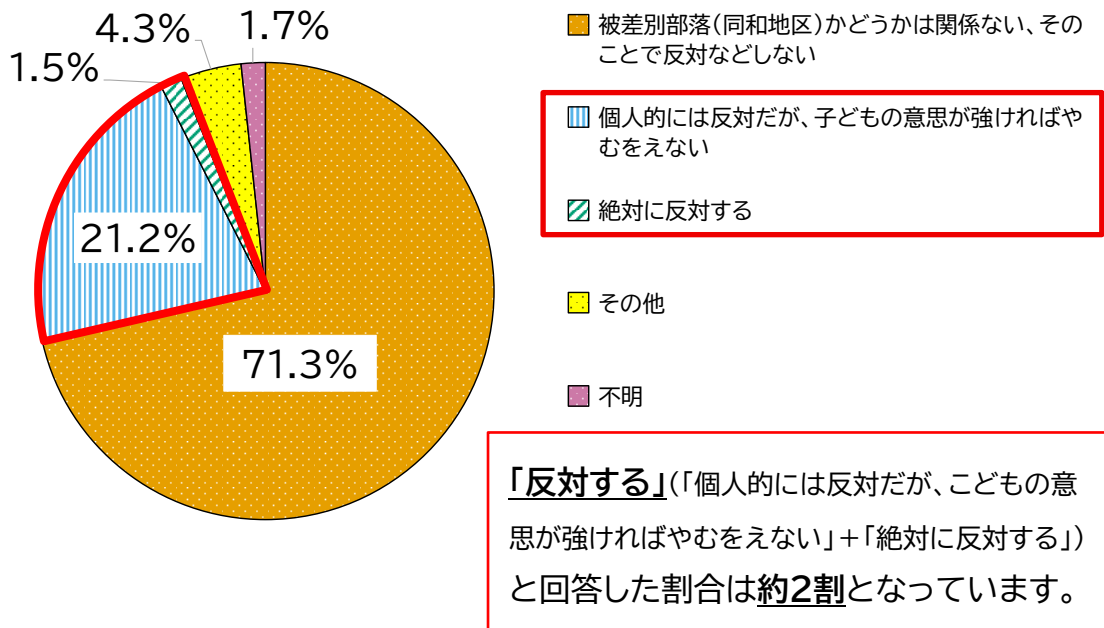
■ 年代別でみる不動産選びと差別意識の影響

【年代別】不動産を選ぶ際に影響を及ぼす要因について(被差別部落の区域内)



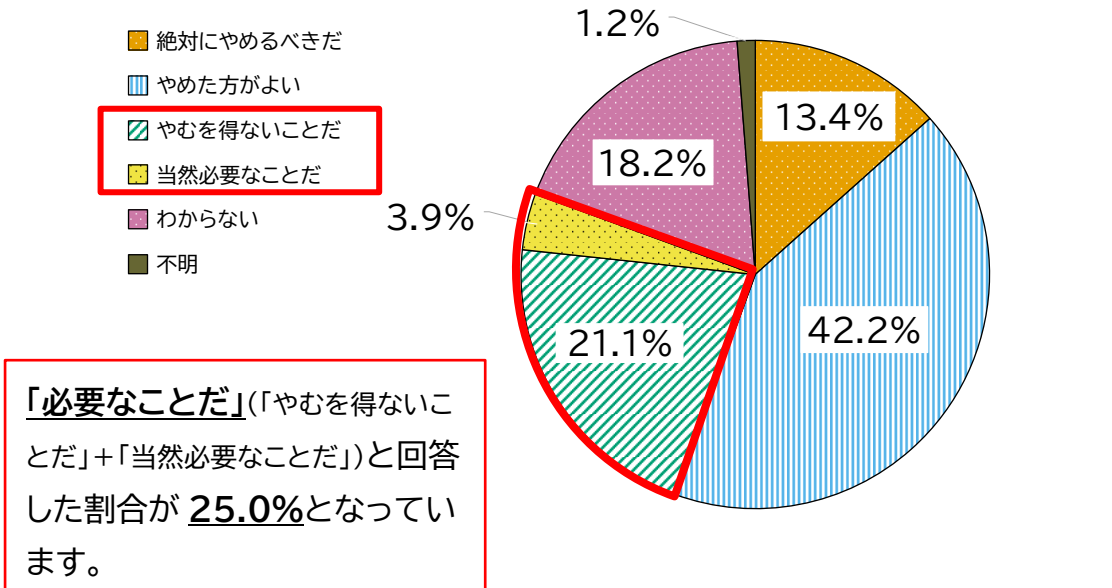
■ こどもの結婚相手が被差別部落(同和地区)出身であった時の対応について

もしも、あなたのお子さんが被差別部落(同和地区)の人と結婚するとした場合、あなたはどのように思いますか。(〇は1つ)(調査報告書 p87【問17】)



■ 身元調査に対する意識について

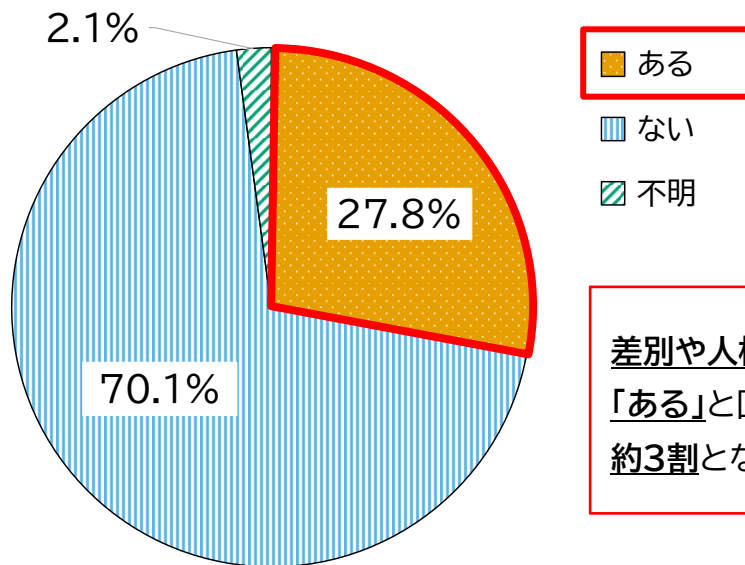
あなたは、就職や結婚の時に、その相手方などの身元調査をすることについてどう思いますか。(〇は1つ)(調査報告書 p109【問21】)



就職や結婚の際に、身元調査をすることについて、「やむを得ないことだ」「当然必要なことだ」と回答した割合が25.0%と、4分の1の方が回答をしていました。「わからない」と回答した方も約2割となっています。

■ 人権侵害の経験の有無について

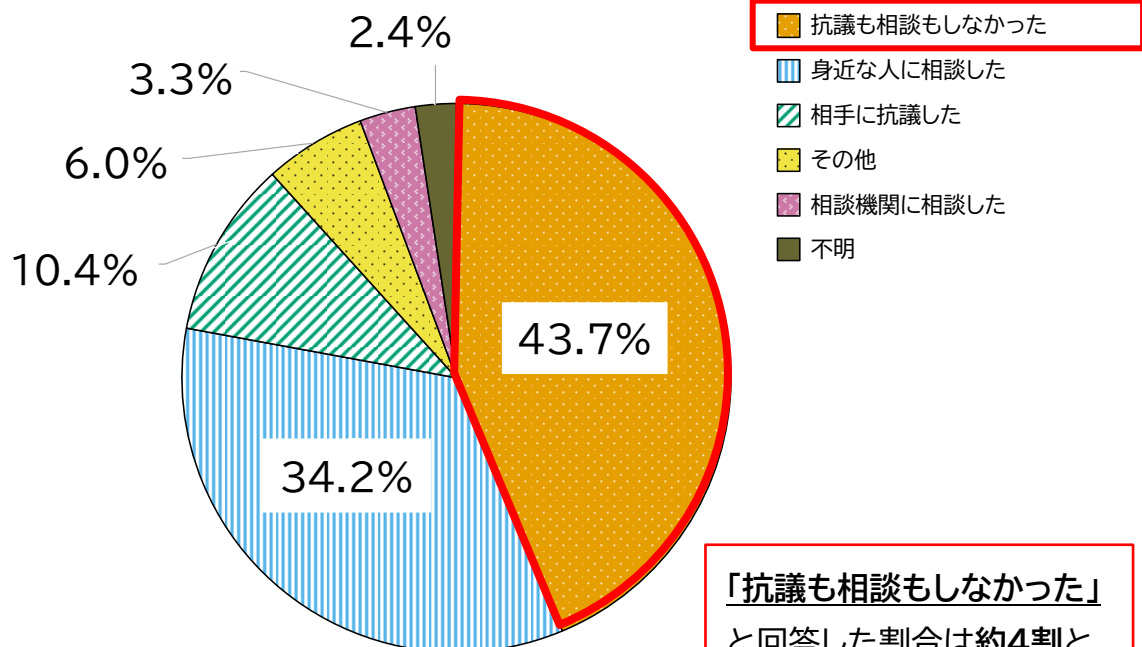
あなたは、これまでに自分が差別されたり、人権を侵害されたと思ったことがありますか。(〇は1つ)(調査報告書 p55【問8】)



差別や人権侵害の経験が「ある」と回答した割合は約3割となっています。

■ 人権侵害への対応について

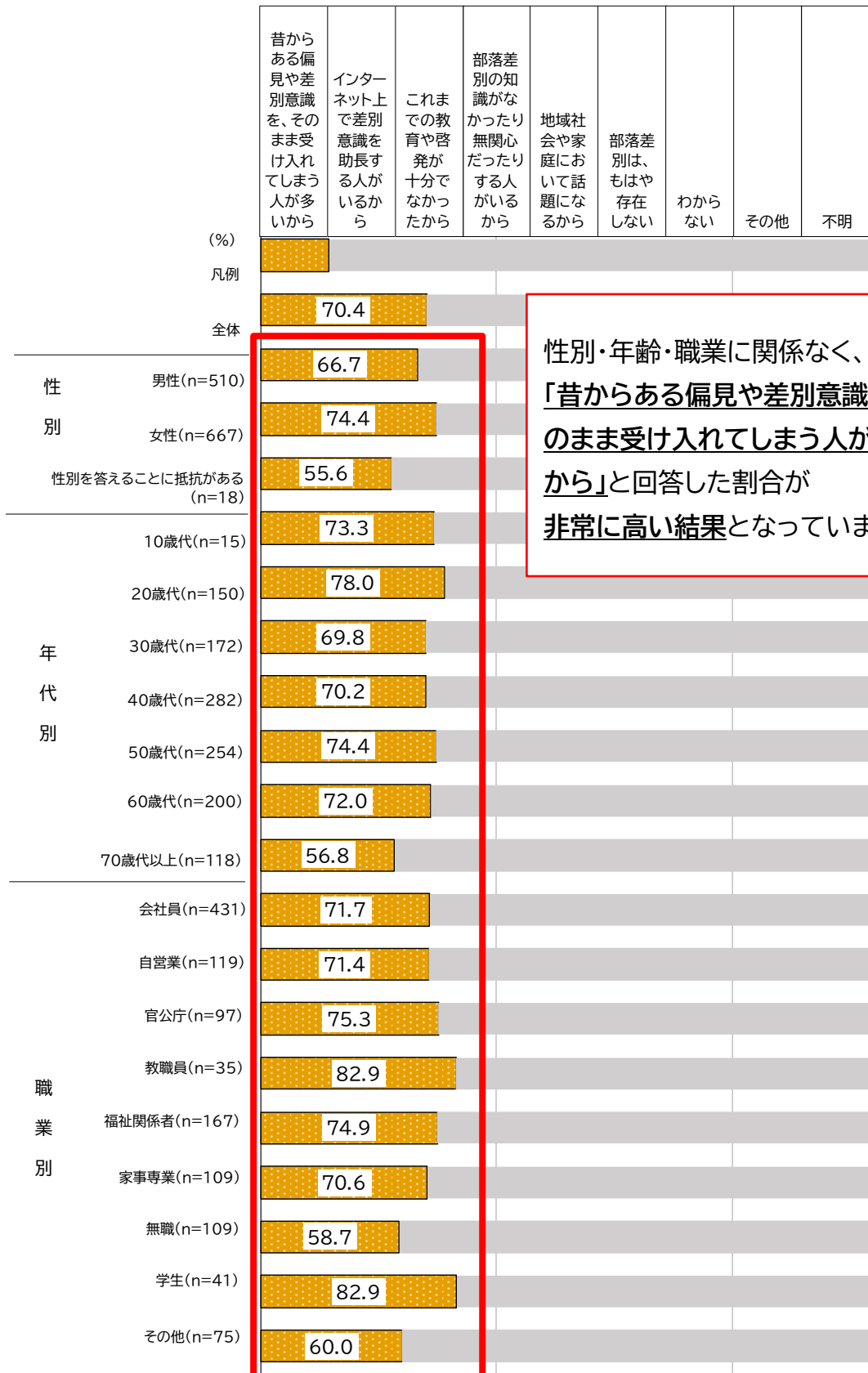
「人権侵害をされたことがある」と回答した方にお尋ねします。そのとき、あなたはどうしましたか。(〇は1つ)(調査報告書 p63【問10】)



「抗議も相談もなかった」と回答した割合は約4割となっています。

■ 部落差別問題(同和問題)が今日まで残されてきた原因

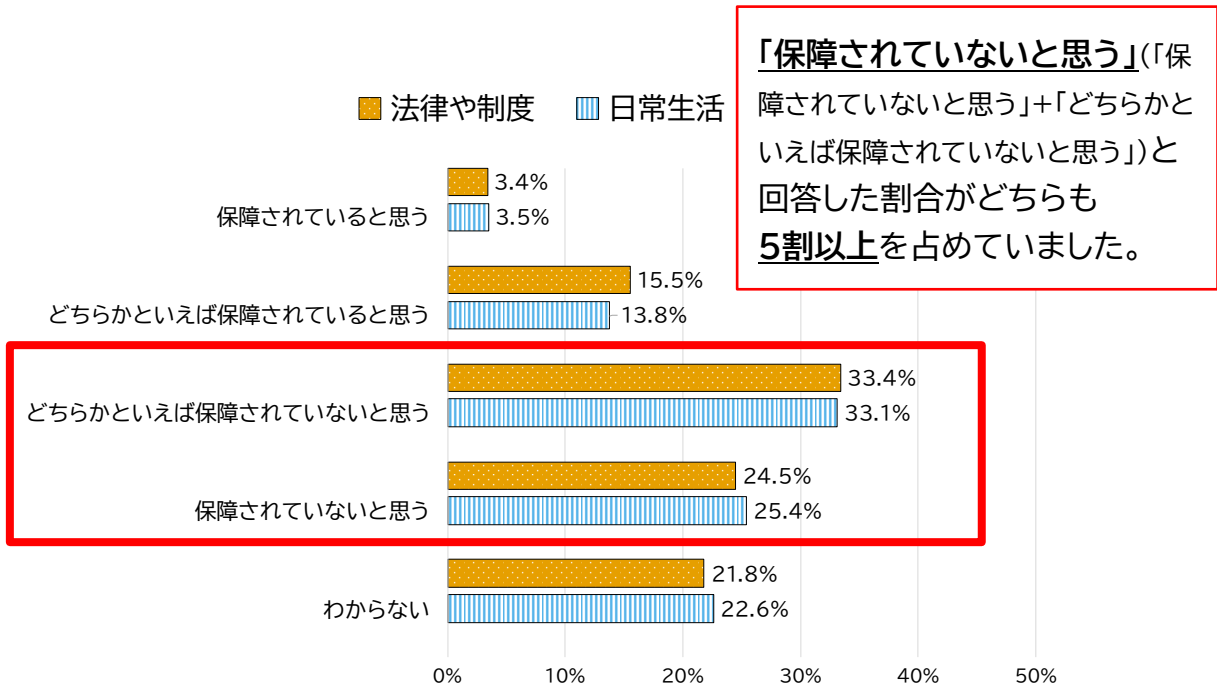
部落差別問題(同和問題)が今日まで残されてきたのは、なぜだと思いますか。
(○は3つまで)(調査報告書 p96【問19】)



性別・年齢・職業に関係なく、
「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」と回答した割合が非常に高い結果となっていました。

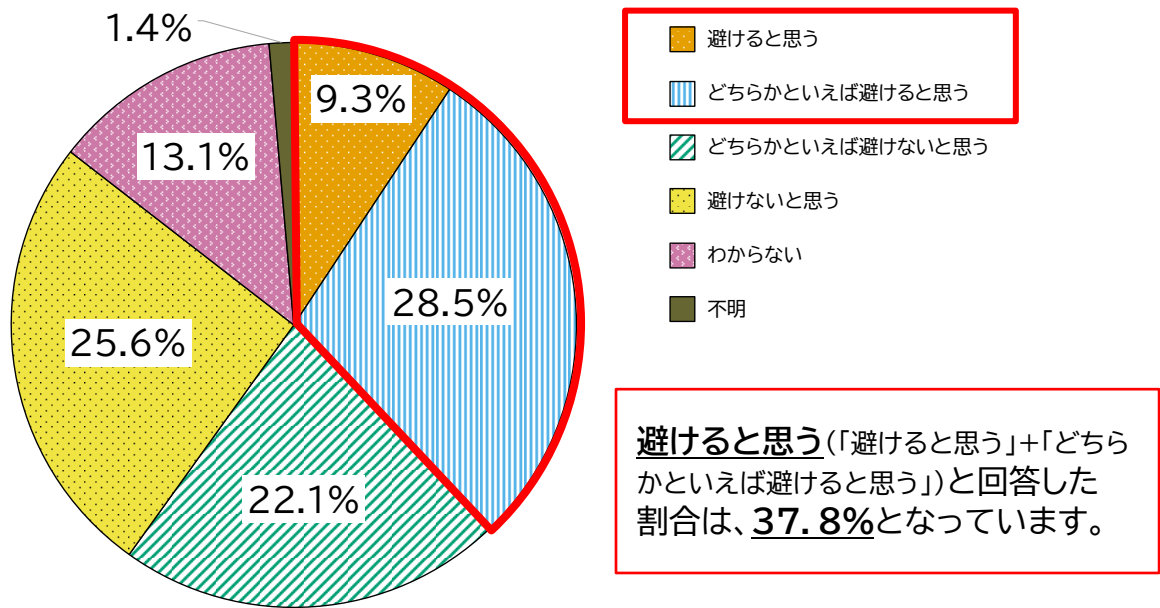
■ 性的少数者(LGBT等)の人権保障について

あなたは、「(1)法律や制度」「(2)日常生活」において、性的少数者(LGBT等)の人権は保障されていると思いますか。(〇は1つ)(調査報告書 p117,p121【問24】)



■ 不動産を選ぶ際の条件について(近隣に外国籍住民が多く住んでいる場合)

あなたは、住宅を購入する、アパートを借りるなど不動産を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望に沿っていても、「(4)近隣に外国籍住民が多く住んでいる」ことにより、避けることがあると思いますか。(〇は1つ)(調査報告書 p41【問5】)



(3)調査結果から見えてくる今後の課題

●多数派(マジョリティ)特権への気づきと人権意識の醸成

市民意識調査結果では、「日本は人権が尊重されている社会」と77.7%の回答者が認識しています。また、人権が尊重されていると回答した人ほど「自分は差別意識を持っていないので、自分には関係ない問題だ」との回答が高い傾向にありました。これは、自らが多数派であることの特権性(マジョリティ特権)を無自覚のうちに享受していることを示しています。個人の権利や個性を認め合い、自己実現を図るためには、ひとりひとりが自信を持って自己表現ができる環境を整備するとともに、自身の立場が持つ特権を認識し、自己決定がすべての人に等しく尊重される社会風土の醸成を進めることが重要です。

●差別問題を「自分ごと」として捉えられる教育・啓発の必要性

部落差別問題(同和問題)に対して「自分自身には関係がない」「差別意識がないから関係ない問題」等の回答が44.0%に達し、不動産選定で被差別部落(同和地区)を避けるという傾向がどの年代でも約3割の回答がありました。特に60歳代以上でこの傾向が強く現れています。また、人権問題に関する「学習を受けていない」と回答した人は、「学習を受けた」と回答した人よりも、「自分は差別意識を持っていないので、自分には関係ない問題だと思う」「被差別部落(同和地区)の人たちの問題だから自分とは関係ない問題だと思う」等の回答割合が高いことも明らかになりました。この傾向は、人権問題に対して「あまり関心がない」「全く関心がない」と回答した人と同様の意識・行動傾向がみられるため、自分ごととして差別問題を認識するための教育や啓発活動の拡充が必要です。

●部落差別に対する潜在意識と相談支援体制の強化

自分の子が被差別部落(同和地区)出身の人と結婚することについて、約2割が反対の意向を示しています。また、就職や結婚の際に身元調査を行うことについて「やむを得ない・必要」との回答が約25.0%あり、差別や人権侵害を経験したことがある人も約3割存在しています。さらに、人権侵害に遭った際に「抗議も相談もしなかった」との回答が約4割に上りました。このため、差別や不合理な^{かくさ}較差をなくすための具体的な支援体制や相談窓口の整備、そして人権侵害に立ち向かえる社会的支援環境の構築が重要です。

●研修や啓発の継続

「部落差別問題(同和問題)が今日まで残されてきたのはなぜか」の問いでは、知った時期やきっかけ、性別・年齢・職業に関係なく、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」と回答した割合が非常に高い結果となっています。引き続き、あらゆる場での研修や啓発を繰り返し取り組んでいく必要があります。

●多様性や多文化共生への理解促進

「性的少数者(LGBT等)に関する人権保障が不十分」と感じる人は、法律や制度、日常生活のそれぞれにおいて5割以上の回答があり、多様性を認める社会の実現に向けた課題があることがわかりました。また、不動産選定時に外国人住民が多く住む地域を避ける傾向も顕著であり、多様な背景を持つ人々への理解を深めるための継続的な教育・啓発が不可欠であることが示されました。

以上の結果から、教育・啓発活動の拡充と支援体制の整備が今後の重点的な取組として求められます。



第3章 「第3次基本計画」の基本理念

本市における人権教育・啓発を推進するため、臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例や第1次基本計画及び第2次基本計画の基本目標・基本理念を継承し、以下の4つの基本理念を定めます。

(1)「部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会」の実現

部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨に基づき、部落差別は決して許されないものであるという認識の下、その解消に向けて取り組みます。これにより、市民ひとりひとりの理解が自発的に深まり、部落差別のない社会の実現を目指します。

(2)「自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会」の実現

すべての人は自分らしく幸せに生きる権利を有しています。ひとりひとりがその個性と可能性を尊重され、自己の存在価値を認識し、自信を持って表現できる社会を目指します。これにより、各個人が「自分らしく生きる」という自己実現を達成できる環境の創出を図ります。

(3)「差別や不合理な^{かくさ}較差の解消に向けて取り組む社会」の実現

差別意識(人を見下し排除しようとする心理)やその意識に基づく差別発言・差別行為、これらの結果生じる不合理な較差のない社会を目指します。そして、すべての人の人権が尊重され、公平で公正な社会の実現に取り組みます。

(4)「ひとりひとりが多様な価値観と生き方を認め合う社会」の実現

少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、国際化が進む現代社会において、私たちは皆でこどもや若者の育成に取り組みます。同時に、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、すべての人が安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現を目指します。

第4章 様々な分野における人権行政の推進

本章では、部落差別問題(同和問題)をはじめとする様々な人権問題の解決のために、以下の各人権問題について、これまでの取組、現状、課題及び今後の施策の方向性を示します。なお、実際には複数の人権問題が重なり合う複合差別により、深刻な差別につながる場合があることを考慮し、これまでの取組や現状も踏まえ、総合的かつ効果的に取組を進めることが求められます。

第3次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画

1

課題横断的な人権問題
(インターネット上の人権侵害)

2 部落差別問題(同和問題)

3 女性の人権問題

4 こどもの人権問題

5 高齢者の人権問題

6 障がいのある人の人権問題

7 外国人の人権問題

8 感染症患者等の人権問題
HIV感染症/肝炎/ハンセン病/新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等

9 性の多様性に関する人権問題

10 様々な人権問題
プライバシーをめぐる問題/犯罪被害者やその家族/災害時/アイヌの人々
刑を終えて出所した人/路上生活者/公益通報者/職場におけるハラスメント

1 課題横断的な人権問題(インターネット上の人権侵害)

インターネット上の人権侵害は、すべての人権課題に関連する課題横断的な人権問題です。情報技術やAI(人工知能)⁸の発展は、表現の場やコミュニケーションなど、人々や社会に様々な可能性をもたらしてくれる一方で、使い方によっては根拠のない差別的な言葉や誤情報の拡散、プライバシーの侵害を引き起こす危険性があります。

(1)これまでの取組

国は、インターネット上の権利侵害への対応として、2002(平成14)年5月に「プロバイダ責任制限法」⁹を施行し、権利を侵害する情報の削除や発信者情報の開示請求の枠組みを整備しました。2022(令和4)年10月には、被害者救済を迅速化するための新たな裁判手続「発信者情報開示命令」制度が導入され、最高裁規則に基づく非訟手続¹⁰の運用が開始されています。

さらに、2024(令和6)年5月にプロバイダ責任制限法は改正され、名称も「情報流通プラットフォーム対処法」へと変更されました。本改正により、総務大臣が指定する大規模プラットフォーム事業者に対し、削除対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付けることとなりました。

また、法務省の人権擁護機関は、重大な人権侵害と認められる情報について、プロバイダ等に対し削除要請を行う運用を継続しており、被害者からの相談・救済も受け付けています。

青少年保護の観点からは、2009(平成21)年4月に「青少年インターネット環境整備法」¹¹が施行され、携帯電話事業者等によるフィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)提供・説明等の措置が制度化されています。

本市では、差別表現等の書き込まれるおそれのあるインターネット掲示板や情報サイト等を定期的に監視(モニタリング)し、本市に関する人権侵害につながる事案を早期発見して適切に対応できるよう、法務局・県との連携体制を整えています。

⁸ 「AI」(人工知能)=Artificial Intelligenceの略

⁹ 「プロバイダ責任制限法」=特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

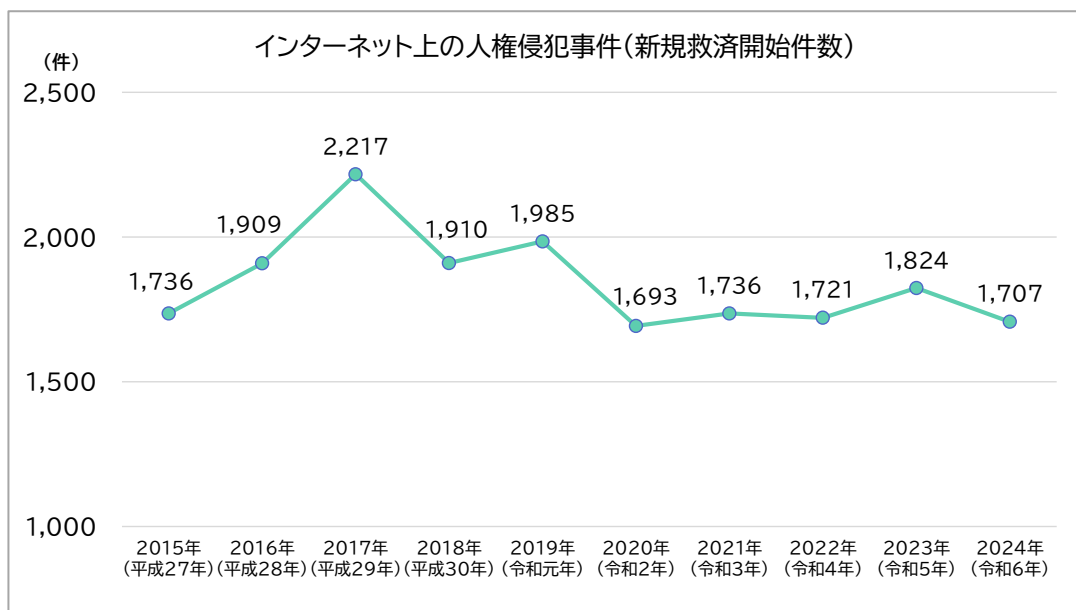
¹⁰ 「非訟手続」=裁判所が関与するが、一般的な裁判とは異なり、非公開の調停や仲裁による解決を図る手続

¹¹ 「青少年インターネット環境整備法」=青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

(2)現状と課題

近年は、情報通信産業の発展がめざましく、日本においても政府主導でデジタル活用が進展しており、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を契機に情報技術の活用が一層拡大し、テレワーク等の新しい就労環境が定着しました。また、全国的に生成AIの活用が進み、デジタル庁は2025(令和7)年に「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」を策定し、業務での利活用とリスク管理の両立を示しています。

インターネットの普及とあわせ、スマートフォン、タブレット端末、携帯ゲーム機等の機器の普及により、利便性が増す一方で、匿名性を悪用した個人への誹謗中傷、差別的な投稿、プライバシーの侵害、差別を助長する表現など、ネット上の人権侵害が多発しています。法務省の統計でも、インターネット上の人権侵害事件の新規救済開始件数は、2021(令和3)年が1,736件、2022(令和4)年が1,721件、2023(令和5)年が1,824件、2024(令和6)年が1,707件と高水準で推移しています。



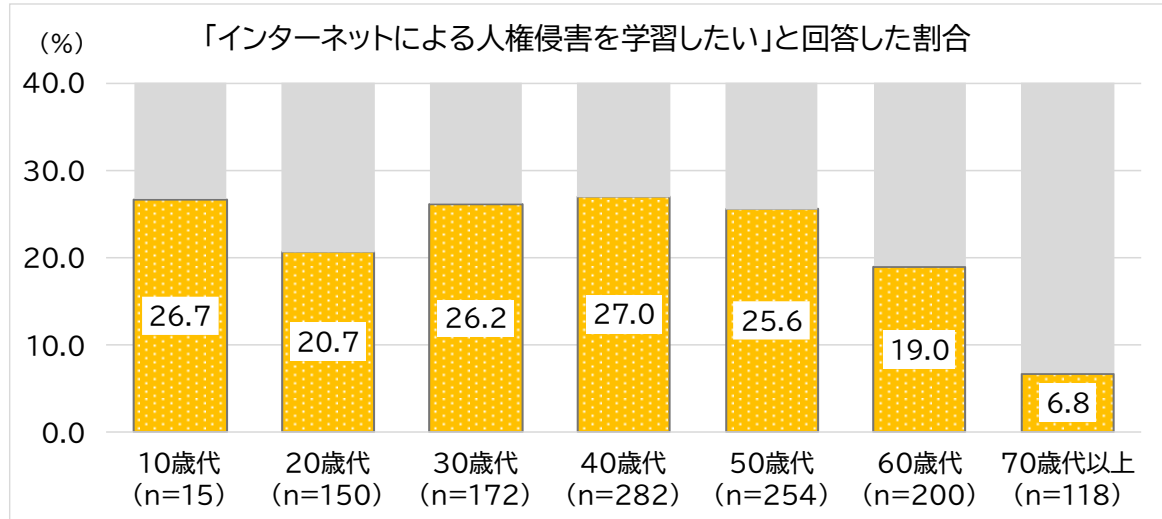
出典:法務省人権擁護局『令和6年における「人権侵害事件」の状況について(概要)』
資料1「インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件について」,p2 より作成

誰もがオンラインで情報を発信しやすい環境である一方、SNS¹²や電子掲示板等の日常的な利用により、誰もが加害者または被害者になり得ます。インターネット上

¹² 「SNS」(エス・エヌ・エス)=ソーシャルネットワーキングサービスの略称。インターネット上でコミュニケーションをとり、ネットワークを広げることができるサービスの総称。

の情報や言動が個人の人生に深刻な影響を及ぼす可能性があることを考慮し、適切な対策が必要とされています。

本市が2024(令和6)年度に実施した市民意識調査結果によると、「インターネットによる人権侵害を学習したい」と回答した割合が高い年代は10～50歳代までと幅広く、他の人権課題と比べて関心が高いことがわかりました。



(3) 施策の方向性

① インターネット利用に関する教育・啓発の推進

個人への誹謗中傷や差別を助長する表現など、インターネット上の人権侵害が多発する中、個人が情報を適切に理解し活用でき、インターネットを安全に正しく使うための知識や能力が得られるよう、教育・啓発活動を推進します。

学校教育においては、SNS等での誹謗中傷やインターネット上におけるいじめ等の身近な事例を踏まえ、児童生徒が加害者にも被害者にもならないための情報モラル¹³を育むとともに、情報を適切に収集・理解し、それらを有効に活用するための情報リテラシー¹⁴を身につけられる教育環境を充実させます。また、人権擁護委員や専門家と連携し、児童生徒だけでなく保護者も対象に、SNSや無料通信アプリ等をめぐる人権問題について、正しいルールと知識を身につけられるよう、取り組みます。

社会教育においては、社会教育団体や人権問題に取り組む団体と連携し、地域住民に対し、インターネット上の正しい情報を見極め、適切に利用するた

¹³ 「情報モラル」=情報社会における行動規範や倫理的な考え方

¹⁴ 「情報リテラシー」=情報を適切に理解し、収集・選択・活用する能力

めの知識を習得できる機会を提供します。また、公民館や地域団体、企業・事業所など、あらゆる場を通じた啓発に取り組みます。

② インターネット掲示板等の監視

差別表現等の書き込みのおそれがあるインターネット掲示板や情報サイト等において、定期的に監視(モニタリング)を行い、人権侵害事案を早期に発見し、適切に対応します。

③ 相談・支援体制の充実

インターネットにおける人権侵害を受けた本人や身近な人が安心して相談することができるよう、法務局・県等の関係機関と連携して、相談・支援体制を充実させます。

法務省 人権啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」



動画は下記の二次元コードからも読み取ることができます。



(https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00257.html)

2 部落差別問題(同和問題)

(1)これまでの取組

部落差別問題は、1965(昭和40)年の「同和対策審議会答申」において、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、被差別部落と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題とされました。

「同和問題は、基本的人権にかかわる重大な社会問題であり、その解決は行政の重要課題である」として、旧臼杵市・旧野津町それぞれで取組を進めてきました。

旧臼杵市では、国の特別措置法に基づき、環境整備や啓発事業等の各種施策を積極的に推進してきました。その結果、生活環境等の整備・改善が図られ、いわゆる実態的な差別の解消については、一定の成果があったものと考えています。

また、1995(平成7)年に、「臼杵市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を制定し、市民の責務や市が取り組むべき施策の方向性を示しました。2002(平成14)年の特別措置法の失効後も、部落差別問題解決のための取組が終了するものではないとの認識のもと、新市移行後もこの条例は引き継がれています。

部落差別問題を中心に人権に関する市民の意識の変化や傾向、施策の方向性を調査するため、1997(平成9)年に「第1回人権・同和問題に関する市民意識調査」を実施し、その後も継続して5年ごとに実施しています。

2016(平成28)年に施行された「部落差別解消推進法」を受け、2018(平成30)年4月に「臼杵市部落差別の解消の推進に関する基本方針」を定め、2019(平成31)年4月に旧条例を「臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例」に改正するとともに、部落差別問題を早期に解決するため、第1次・第2次基本計画に基づき、人権教育・啓発・相談体制の充実等の取組を進めてきました。これらの取組を活かしながら、継続して取り組んでいます。

インターネット上の差別書き込み等については、継続的に監視(モニタリング)を行い、差別事象等を確認した場合にも対応できる体制を整えています。

○部落差別解消推進教育及び啓発の取組

教育においては、2000(平成12)年以降、同和教育中心の人権教育から、様々な人権問題を等しく扱う人権教育が主流になりました。

学校教育においては、各小中学校の教育課程に部落差別解消推進・人権教育が位置づけられており、小中一体教育を推進していく中で、小学校と中学校の教員が系統的に部落差別解消推進・人権教育の授業や研究に取り組んでいます。

また、公民館を中心に小中学校の保護者や地域住民を対象とした研修の実施や、企業・事業所からの要望により研修の講師を派遣するなど、部落差別問題の解消に向けた社会教育としての取組や啓発を継続してきました。

加えて、就学前教育の取組も必要であることから、すべてのこども園等において、幼児教育・保育に携わる教職員への研修を関係機関と連携して実施するなど、あらゆる場を活用した人権教育・啓発を推進しています。

○個人情報保護のための事前登録型本人通知制度¹⁵

本人等¹⁶以外の第三者¹⁷が営利を目的に職務上請求書類を偽造し身元調査を行い、結婚や就職の時に出身地で相手を差別する人権侵害事件や、犯罪等に悪用する事件が全国で起きています。

2013(平成25)年4月から本市では、住民票の写し等の不正取得による個人情報の漏えいの阻止や個人の権利侵害の防止を図ることを目的に、登録型本人通知制度を導入しました。登録者数は、2025(令和7)年12月末日時点で4,532人(人口比13.3%)となっています。

¹⁵ 「登録型本人通知制度」=本人の代理人や第三者に住民票の写し等を交付した場合に事前登録している連絡先に通知される制度です。

¹⁶ 「本人等」=住民票については「本人及び本人と同一世帯の者」、戸籍については「戸籍に記載されている者またはその配偶者・直系尊属・直系卑属及びその代理人」と定められています。

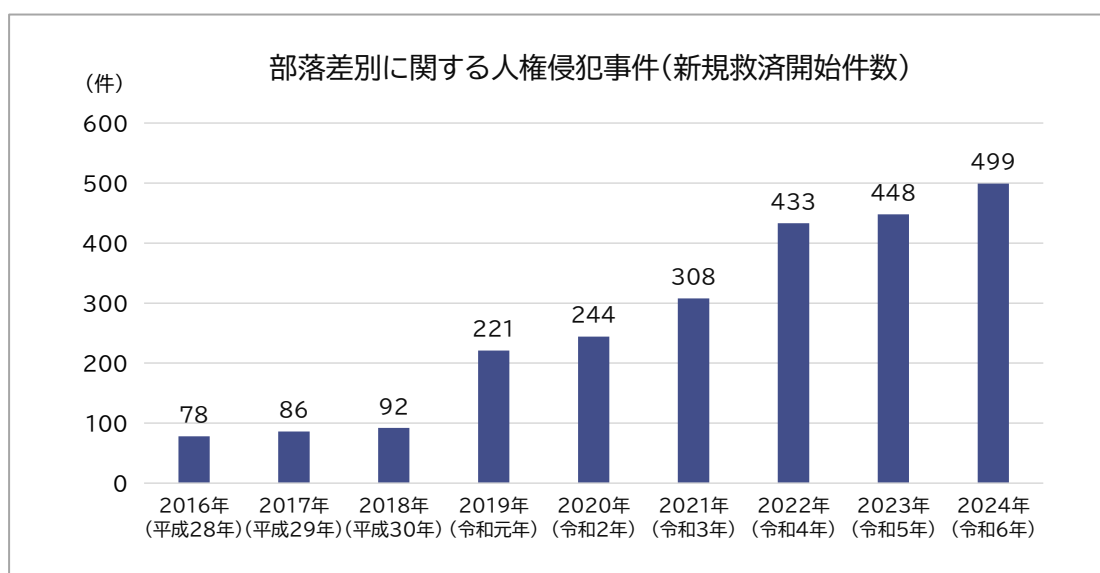
¹⁷ 「第三者」=職務上、戸籍や住民票等を請求できる権利(請求権)を持つ専門家(弁護士や行政書士等を含めて8土業といわれる)を指します。これら専門家から不正取得される事件が相次いでいます。

(2)現状と課題

国・県・市の長年の取組により、生活環境や産業基盤が整備されるなど格差が改善されましたが、結婚・就職差別や差別発言など、心理的差別は依然として解消されておらず、インターネット上での差別情報の流布など、情報化の進展を背景とした問題も顕在化しています。

このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別解消推進法が施行されました。この法律の趣旨を鑑み、本市も部落差別解消に関する教育・啓発・相談の取組を進めてきました。

法務省の「部落差別に関する人権侵犯事件件数」は、全国で例年100件程度で推移していましたが、2022(令和4)年は433件、2023(令和5)年は448件、2024(令和6)年は499件と、増加傾向にあります。現在もなお部落差別が存在しており、引き続き、部落差別問題の解決へ向けた取組が必要です。

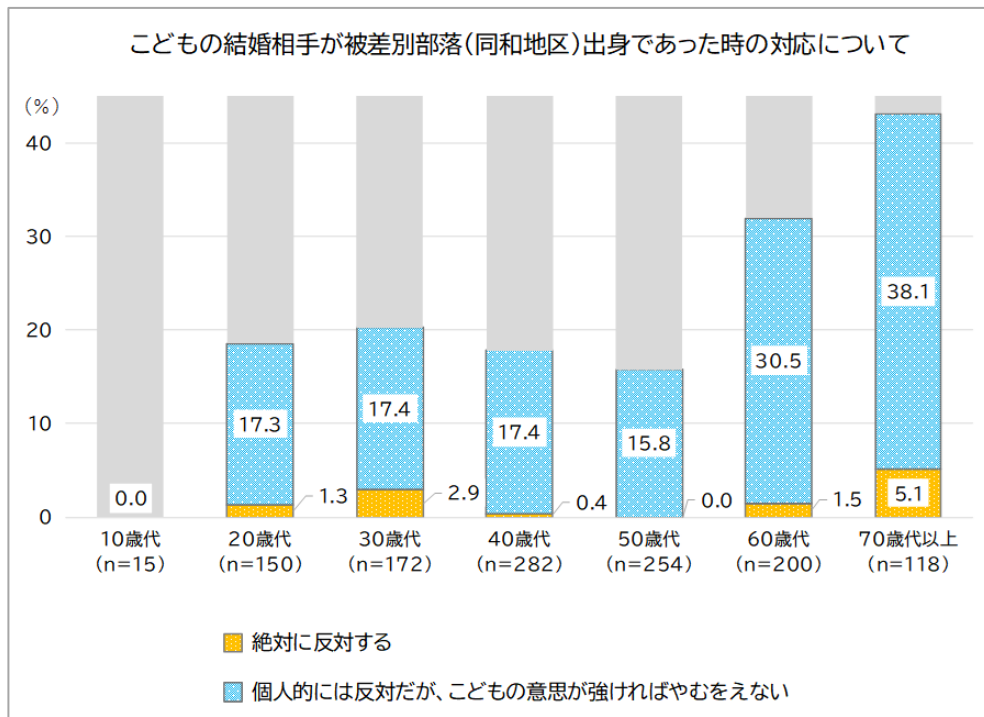


法務省人権擁護局「人権侵犯事件」の状況について、各年資料より作成

本市では、2024(令和6)年度に実施した市民意識調査結果より、40～60歳代を中心に部落差別問題の認知度が高いことがわかりましたが、20歳代、30歳代では、認知度の低下が見られました¹⁸。

次ページの市民意識調査結果のグラフでは、こどもの結婚相手が被差別部落出身と知った時に反対する人が一定程度いることがわかりました。このことから、部落差別問題については、依然として年代を問わず差別意識が根強く残っており、心理的差別の解消が進んでいないと言えます。

¹⁸ 出典：臼杵市人権・部落差別問題に関する市民意識調査報告書、74p
(<https://www.city.usuki.oita.jp/docs/2020072700019/>)



本計画(13 ページ)に記載したグラフでは、部落差別問題の学習経験が、その後の部落差別問題に対するかかわり方の意識の変化に大きな役割を果たしていることが読み取れます。教育の重要性を踏まえ、講師派遣や学習の機会を積極的に作っていくことが重要です。

教育における部落差別問題の取扱いについては、2002(平成14)年の特別措置法の期限切れを迎え、これまでの「同和教育」から「人権教育」へと呼称もその内容も変化しました。学校教育においても、部落差別問題に限らず、様々な人権問題が並列に取り上げられるようになりました。本市においては、部落差別解消推進法の施行を受け、2020(令和2)年に教育方針を見直し、部落差別解消推進・人権教育を強化しています。あわせて、部落差別問題に対し、様々な手法を用いて啓発を図っていくことが大切です。

インターネット上の人権侵害に関しては増加傾向にあり、国は部落差別の解消に向けた取組として、差別を助長するインターネット上の書き込みに対する削除要請や発信者への働きかけを行う法整備を行う等の対策を進めています。被差別部落の地名公開等に関する裁判では、2023(令和5)年に憲法第13条、第14条を根拠とした「差別されない権利」を認める東京高裁の判決が確定しており、オンライン上の差別的表現・情報流通への的確な対応の必要性を示しています。

日本国憲法(抜粋)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(3)施策の方向性

本市においては、同和対策審議会答申の精神を踏まえ、かつ部落差別解消推進法の基本理念に基づき、部落差別のない社会を実現することを目的として、教育・啓発・相談等の必要な施策を進めていきます。

市民意識調査の結果においても、年代を問わず、依然として結婚問題を中心に差別意識が残っており、部落差別問題の根深さが表れています。様々な人権問題の中でも、基本的人権が踏みにじられている最も深刻かつ重大な問題が、部落差別問題であることを意識することが重要です。部落差別問題は“現代を生きる私たちが解決しなければならない人権問題”という本質を理解し、部落差別問題の歴史や今日まで差別が残っている理由を、私たちひとりひとりが正しく理解し、解決に向けて努力を続けていくことが必要です。

① 人権意識の普及、高揚のための啓発

部落差別問題の解決を、すべての人の基本的人権を尊重していくための重要な柱として捉え、人権教育・啓発を推進します。より広く市民の共感が得られるように、啓発事業の内容・手法について検討し、積極的に取り組みます。

② 教育の充実

部落差別問題の解決のためには、幼少期から大人までの生涯教育・学習の取組が非常に重要であるため、就学前教育・学校教育・社会教育での段階的な取組を進めます。

就学前教育においては、人権保育の視点を重視し、ひとりひとりの違いを認め合い、思いやりや共感の心を育む保育を推進します。そして、そこで培われた人権意識や他者理解を、学校教育へと円滑に引き継ぎ、より発展させていきます。

学校教育では、全教職員の共通理解に基づき、児童生徒の発達段階に応じ、地域の実情に即した具体的な指導計画を立て、効果的な部落差別解消推進・人権教育を推進していきます。

社会教育では、地域ぐるみの部落差別解消推進・人権教育を計画的・継続的に推進し、差別のない民主的な地域づくりに努めます。市民ひとりひとりが部落差別問題に対する正しい理解と認識を深められるよう、研修や講演会等の場づくりを推進していきます。

③ 地域住民の生活と社会福祉の向上

生活相談において、相談者の視点に立って適切に対応するとともに、様々な制度等の活用を通じて、地域住民の生活の安定に努め、社会福祉の向上・増進を図ります。

④ 相談体制の充実

部落差別問題に関する相談体制を確保し、相談者に寄り添った対応を行い、法務局・県等の関係機関と連携して問題の解決に取り組みます。

⑤ 公正な採用選考の推進

企業等の採用選考にあたっては、応募者の基本的人権を尊重し、適性・能力に基づいた基準により公正に実施するよう、啓発活動に取り組みます。

⑥ えせ同和行為の排除

えせ同和行為は部落差別問題を口実とし、寄付金や高額書籍、物品購入等を不当に要求・強要する行為です。この行為は差別解消に向けて、^{しんじ}真摯に取り組んできた多くの関係者の努力の成果を損ねるだけでなく、部落差別問題の解決を著しく妨害する悪質なものであり、臼杵津久見警察署をはじめとして、関係行政機関、企業・団体等とともに啓発・排除に努めます。

3 女性の人権問題

(1)これまでの取組

○男女共同参画の推進

日本国憲法には男女平等の理念がうたわれています。「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「男女共同参画社会基本法」等の制定により、男女共同参画社会の形成や女性の地位向上へ向けての取組が進められてきました。

本市では、1999(平成11)年度、総務部門に女性行政担当を配置し、男女共同参画社会に向けた市民意識の醸成を図るため、研修会・講演会等を実施するとともに、積極的に啓発に努めてきました。2005(平成17)年度以降、5年に一度、「臼杵市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」(以下「男女共同参画意識調査」という)を実施し、人々の意識や行動、社会習慣・慣行の中における女性の地位に関する意識や傾向を把握しています。2007(平成19)年3月には、男女共同参画社会基本法の規定に基づき、女性も男性もひとりひとりが尊重され、責任を分かちあいながら、その個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すため、「第1次臼杵市男女共同参画基本計画」を策定しました。

2013(平成25)年4月には、「男女(みんな)がともに思いやり支えあう社会を実現」することを目的に「臼杵市男女共同参画推進条例」を施行しました。この条例により、男女共同参画の推進については、行政だけではなく市民や事業者等も積極的に役割を担うこととし、計画的に実施していく取組が始まりました。

第1次計画の策定から19年が経過した2024(令和6)年度には、「第3次臼杵市男女共同参画基本計画」を策定し、「ひとりひとりが自分らしく豊かな人生をつむぐまち うすき」の実現を目指して、一層の男女共同参画の推進に取り組んでいます。



○女性に対する暴力への取組

国は、近年の女性への暴力の急増を受け、「ストーカー規制法」¹⁹、「DV防止法」²⁰を整備し、保護命令制度を導入するとともに、市町村には基本計画策定や配偶者暴

¹⁹ 「ストーカー規制法」=ストーカー行為等の規制等に関する法律

²⁰ 「DV防止法」=DV(ドメスティックバイオレンス:配偶者やパートナーからの暴力)の防止及び被害者の保護等に関する法律

力相談支援センター設置を努力義務化しました。DV防止法は2023(令和5)年に一部改正され、保護命令の対象や禁止事項、期間が拡大されました。2024(令和6)年4月には、「女性支援新法」²¹が施行され、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備を進めることになりました。

2015(平成27)年に実施した男女共同参画意識調査以降、本市ではDVの実態把握を定期的に行い、第2次臼杵市男女共同参画基本計画からはDV対策基本計画を、第3次計画からは困難な問題を抱える女性支援基本計画を包含しました。女性の問題に対する暴力や各種相談については、県及び他市町村の相談窓口や警察等の関係機関と連携を図りながら対応しています。

○女性の活躍推進への取組

2015(平成27)年9月には、10年間の時限立法として「女性活躍推進法」²²が施行されました。この法律に基づき、国、地方公共団体、民間事業者は女性の活躍推進に取り組むことが義務付けられています(一部努力義務)。2019(令和元)年の女性活躍推進法等の一部改正により、女性活躍推進のさらなる拡大とハラスメント対策の強化が図られました。また、2022(令和4)年からは、常時雇用する労働者が101人以上の事業者には行動計画の策定・届出が義務付けられ、301人以上の事業者には「男女の賃金の差異」の情報公表が義務付けられました。さらに、2025(令和7)年6月の改正により、法の有効期間は2036(令和18)年まで10年間延長され、カスタマーハラスメントや求職者等へのセクハラ防止措置が新たに事業者の義務となり、職場における女性活躍推進の一層の取組が進められることとなっています。

【女性の人権問題に関連する法律】

- ・日本国憲法
- ・労働基準法
- ・DV防止法
- ・ストーカー規制法
- ・性同一性障害特例法
- ・女性支援新法

【女性活躍のための法律】

- ・次世代育成支援対策推進法
- ・男女共同参画社会基本法
- ・男女雇用機会均等法
- ・育児・介護休業法
- ・女性活躍推進法
- ・労働施策総合推進法等
- ・政治分野における
男女共同参画の推進に関する法律

²¹ 「女性支援新法」=困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

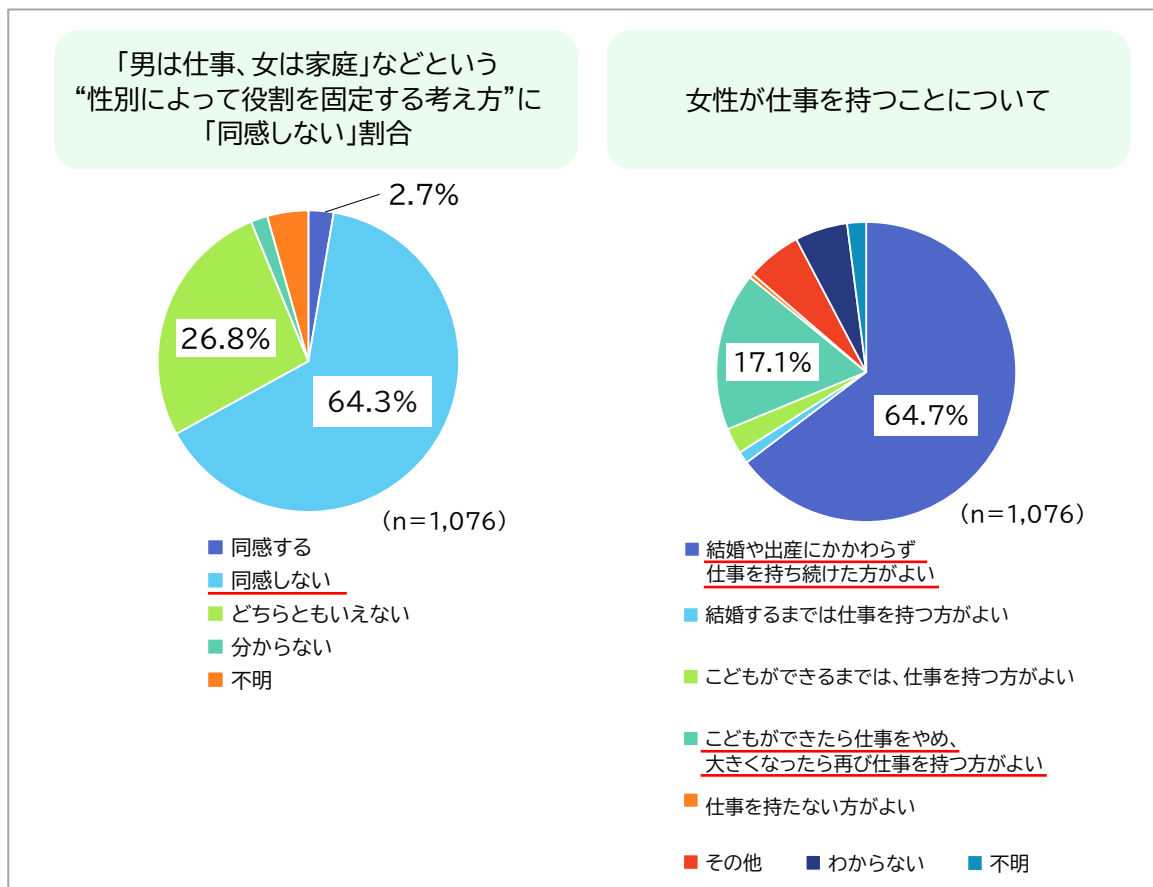
²² 「女性活躍推進法」=女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(2)現状と課題

国における男女共同参画の推進については、依然として、先進国平均との男女賃金格差も大きく、男女の格差を表すジェンダー・ギャップ指数²³は、118位／148か国(2025(令和7)年)と低い状況です。

本市が実施した2023(令和5)年の男女共同参画意識調査では、性別によって役割を固定する考え方について、「同感しない」が最も高く64.3%(前回調査より+5.4%)となっていました。前回調査よりもこの意識は改善されていますが、「同感する」「どちらともいえない」と答えた約3割の人は性別による固定的な役割分担を容認する意識や性差別的な意識を持っている可能性があります。

女性が仕事を持つことについては、「結婚や出産にかかわらず仕事を持ち続けた方がよい」が最も高く64.7%(前回調査より+7.9%)となっており、次いで「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が17.1%(前回調査より-8.7%)となっています。このことから、女性が働くことに対する、個人の選択を尊重する意識が広がってきたと考えられます。



出典:白杵市「白杵市男女共同参画社会づくりのための意識調査」2023(令和5)年11月

²³ 「ジェンダー・ギャップ指数」=各国における男女格差を数値化したもので、世界経済フォーラムが毎年公開している。

(3) 施策の方向性

2023(令和5)年度男女共同参画意識調査の結果を踏まえて2025(令和7)年3月に策定した「第3次臼杵市男女共同参画基本計画」に基づき、すべての人々が互いを認めあい、尊重しつつ、自分らしく、いきいきと暮らせるよう、「ひとりひとりが自分らしく豊かな人生をつむぐまち うすき」を総合目標に、次の取組を推進します。

① 男女共同参画に向けた意識改革

- (ア) 家庭・学校・職場・地域等におけるアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)や固定的な性別による役割分担の意識を払拭し、ひとりひとりが互いを尊重し、多様な視点を取り入れた「男女共同参画社会」の実現に努めます。
- (イ) 各分野において性別や年代に応じた効果的な啓発に努め、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しが進むように取り組めます。
- (ウ) ひとりひとりが互いの個性や意思を尊重し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実に努めます。

② 男女の活躍の推進

- (ア) 政策方針決定の場等への女性の参画を進めるため、各種審議会委員等への女性委員の登用を推進します。
- (イ) ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、育児・介護等に関する環境整備に努めます。
- (ウ) 性別にかかわらず、誰もが能力と個性を存分に発揮することができる職場環境づくりを推進します。関係機関と連携を図りながら企業啓発を推進し、働く場における男女共同参画社会の実現に努めます。
- (エ) 地域において、性別や年齢にかかわらず誰もが活動に参加し、多様な視点や意見が活かされ、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

③ 安全・安心な暮らしの実現

- (ア) DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春等の根絶に向け、あらゆる機会を捉え、予防啓発に努めます。
- (イ) 災害時における多様なニーズに適切に対応できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災の仕組みづくりを推進します。
- (ウ) 性別にかかわらず、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題に応じた最適な支援を受けられるよう、包括的な支援提供・相談体制の整備を図ります。

●●相談窓口●●

臼杵市女性に対する問題(暴力など)相談窓口(部落差別解消推進・人権啓発課)

 **0972-72-1076**

月～金曜日 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

大分県女性相談支援センター

 **097-544-3900**

月～金曜日 9:00～21:00

土曜日・日曜日・祝日 13:00～17:00・18:00～21:00

アイネス相談ダイヤル

女性総合相談

 **097-534-8874**

月～金曜日 9:00～16:30(祝日・休日を除く)

男性総合相談


 **097-534-8614**

おおいた性暴力救援センター・すみれ

 **#8891** (シャープ・はやくワンストップ)
(097-532-0330)

24時間 365日対応

DV 相談ナビ(全国共通電話番号)

 **#8008** (シャープ・はれれば)

発信地等の情報から最寄りの相談機関に電話が自動転送されます。

【2026(令和8)年3月現在】

4 こどもの人権問題

(1)これまでの取組

○こどもの基本的人権

2023(令和5)年4月、国はこども政策の司令塔となる「こども家庭庁」の発足と同時に「こども基本法」を施行しました。こども基本法は、日本国憲法及び“こどもは権利主体である”とする「子どもの権利条約」²⁴の精神にのっとり、こども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定やこどもの意見の反映等について定めています。こども大綱では、すべてのこどもが、身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

○こどものいじめや虐待、有害情報に対する取組

学校でのいじめ・不登校、家庭での児童虐待、ヤングケアラーなど、近年、大きく変化するこどもや子育て世代を取り巻く環境に対応するため、2000(平成12)年に「児童虐待防止法」²⁵、2013(平成25)年に「いじめ防止対策法」²⁶が施行されました。インターネットの普及に伴うネットいじめや有害情報による悪影響への懸念も続いており、国はフィルタリングの適切な設定や周知など、青少年のネット利用環境の整備を進めています。さらに、「こども性暴力防止法」²⁷が2024(令和6)年に公布され、施行に向け、性被害防止の総合対策の準備が進められています。

○こどもの貧困の解消に向けた対策

2014(平成26)年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、2023(令和5)年に制定されたこども大綱を踏まえ、2024(令和6)年に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正されました。貧困により、こどもがその権利や利益を害されたり、社会から孤立することのないよう、社会のあらゆる分野において包括的かつ早期に対策を講じ、推進することとしています。

²⁴ 「子どもの権利条約」=児童の権利に関する条約。こどもを保護の対象としてだけでなく、一人の人間として尊重し、その意見や権利を社会の中で保障していくという考えに基づいた条約です。

²⁵ 「児童虐待防止法」=児童虐待の防止等に関する法律

²⁶ 「いじめ防止対策法」=いじめ防止対策推進法。学校で起きているいじめの問題に対して、社会全体で適切に対処していくための基本的な理念や体制を定めた法律

²⁷ 「こども性暴力防止法」=学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

○本市の取組

本市では、2010(平成22)年3月に、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として「すくすく健やか臼杵っ子育てプラン(次世代育成支援後期行動計画)」を策定しました。「子ども・子育て支援法」施行後の2015(平成27)年3月には、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と一体のものとして「臼杵市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、以降5年ごとに見直し、本市が目指す子ども・子育て支援の将来展望や環境整備等の支援策の充実を目指しています。2025(令和7)年3月に策定した「第3期臼杵市子ども・子育て支援事業計画」は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」を包含した計画としています。

2016(平成28)年に開設した、本市の子育て支援の拠点施設となる臼杵市子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」を、2024(令和6)年4月からは「こども家庭センター」として位置付け、妊娠期から出産・子育てに至るまで、切れ目のない支援体制を整備・充実させています。

臼杵市子ども・子育て総合支援センター

ちあぽーと



(2)現状と課題

① こどもの貧困の解消に向けた対策

こどもの将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進する必要があります。

② 障がいをもつ子どもや医療的ケア等が必要な子どもへの対応の充実

障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援が受けられる体制づくりが求められており、すべての子どもが安心して健やかに地域で暮らせるよう、支援する必要があります。

③ 児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応の取組

臼杵市要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所や学校・警察等の関係機関との情報共有や連携の強化を継続する必要があります。

④ いじめ・不登校の児童生徒に対する取組

いじめ対策や不登校支援については、学校をとりまく家庭・地域を含む関係団体とチームとして取り組む体制を確立・強化し、組織的に対応することが必要です。

⑤ ヤングケアラーに対する取組

家族の介護や日常生活上の世話で「学校に行きたくても行けない」「進路変更を考えざるを得ない」等の児童生徒の実態把握と解消をはじめ、育成環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく、健やかな成長を保障するための支援や対策が必要です。

⑥ こども等の意見の反映

子どもの権利条約では、こどもが自由に自己の意見を表明する権利を確保することが明記されており、こどもに関する施策の策定・実施・評価を行う際には、こどもや子育て当事者等の意見を聴いて、反映させるための措置を講じることが求められています。

(3) 施策の方向性

こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、権利の擁護が図られるよう、「第3期臼杵市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、次のような取組を実施します。

① こどもの人権を尊重する教育・啓発の推進

こどもひとりひとりの権利を守り育むため、子どもの権利条約やこども基本法の理念等について広く市民に周知するとともに、人権教育、相談活動等を実施し、こどもの権利擁護の推進を図ります。

② 子育て支援環境の整備

教育・保健・福祉分野の連携を密にし、こどもの心と体の成長、発達を促す体制を強化するとともに、子ども・子育てに関する相談対応や情報提供など、臼杵市子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」を中心にワンストップで対応し、切れ目のない支援を提供します。

③ いじめ・不登校児童生徒に対する取組の充実

(ア)「臼杵市いじめ防止基本方針」の実践により、いじめを見逃さない教育体制や社会のつながり、早期対応・解決に向けた関係機関の連携を強化します。

(イ)「臼杵市不登校対応マニュアル」に沿って、様々な関係者が連携し、早期対応と必要な支援を行います。

④ きめ細やかな対応が必要な子どもへの支援

(ア) 児童虐待防止対策の充実

臼杵市要保護児童対策地域協議会の連携強化を継続し、虐待の未然防止をはじめ、虐待を受けた子どもや虐待の疑いがある子どもの早期発見・早期対応等を行います。

(イ) 障がい児等への支援の充実

医療・保健・福祉・教育等の連携による、発達障がい等の早期発見・早期支援及び相談支援を継続実施し、すべての子どもが安心して健やかに地域で過ごせるよう、支援します。

(ウ) 様々な困りを抱えた子どもへの支援

貧困やヤングケアラー等の様々な困難のある家庭では、経済的な課題だけでなく、生活習慣・学習・健康・安心できる相談先や居場所の確保など、幅広い角度からの対応が必要です。生まれ育った家庭の事情等により、子どもの将来が左右されることのないよう、総合的な対策を推進します。

⑤ 子ども等の意見の反映

子どもの権利条約や子ども基本法の精神にのっとり、様々な機会を捉え、子どもや子育て当事者等の意見を聴いて、子どもに関する施策に反映するよう努めます。

5 高齢者の人権問題

(1)これまでの取組

国の総人口は減少局面にあり、2056(令和38)年には、1億人を割って9,965万人となるものと推計²⁸されています。本市においても人口が減少する一方で、高齢化率は2025(令和7)年時点で42.6%と4割を超えており、2035(令和17)年には47.0%まで上る推計が出されています。つまり、2人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会の到来がすぐ目の前に来ている状態であり、これは国全体の推計よりも早く進展しています。

○高齢者の福祉医療分野の対策

2000(平成12)年に介護保険法が施行され、介護支援制度が行政の措置から利用者の契約に基づく保険制度に転換し、3年に1度見直しが行われてきました。2023(令和5)年5月の改正では、高齢者の介護サービスの質の向上と適正なサービスの提供を目的とし、介護サービスを提供する事業所等における生産性の向上、市町村による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等が実施されています。

○高齢者の虐待防止と権利擁護

全国的に家庭内暴力や介護放棄等による虐待が深刻な状況にあったことから、2006(平成18)年4月に「高齢者虐待防止法」²⁹が施行され、虐待を受けた高齢者の保護や養護者支援の枠組みが整備されました。法に基づき、2007(平成19)年以後に国が実施している高齢者虐待の調査では、相談、通報件数は増加傾向となっています。2024(令和6)年度の介護報酬改定により、すべての介護サービス施設・事業所(一部除く)に虐待防止委員会の設置、指針整備、年2回以上の研修、担当者配置が義務化され、未実施の場合は基本報酬を減算する仕組みが導入されています。

本市では、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターを中心に、市民後見センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業など、必要なサービスの利用促進を図りながら、高齢者の虐待防止や権利擁護等に対応してきました。成年後見制度の周知や市民後見人の育成のため、「臼杵市成年後見制度利用促進基本計画」を2019(令和元)年に策定し、

²⁸ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(令和5年推計)

²⁹ 「高齢者虐待防止法」=高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

2020(令和2)年には、県内に先駆け、市民後見センターを関係者の連携強化・制度推進の役割を担う中核機関として位置付け、成年後見制度等の利用促進に努めています。

臼杵市社会福祉協議会 啓発動画「知っておきたい！成年後見制度」



動画は下記の二次元コードからも読み取ることができます。



(https://youtu.be/iuLyFKXIKks?si=i2utlCGX7Ir_sUaU)

○認知症患者への対策

高齢化の進展とともに増加し、深刻化しているのが認知症の問題です。国は2019(令和元)年に「認知症施策推進大綱」を取りまとめ、「共生」と「予防」を基本に2025(令和7)年までの指針と数値目標を示しました。2024(令和6)年には、認知症の人を含めたすべての国民がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進するため、「認知症基本法」³⁰が施行されています。

本市では、2010(平成22)年度に「臼杵市の認知症を考える会」が発足し、この組織を軸として継続的に認知症対策に取り組んできました。2021(令和3)年には、すべての市民が正しい理解と知識をもち、認知症の人とその家族の視点を大切にすることで、認知症になっても同じ社会で希望をもち、安心して暮らせる共生のまちづくりを目指すため、「臼杵市みんなで取り組む認知症条例」を制定しています。

また、今後10年間のさらなる高齢化の進展を見据え、2024(令和6)年3月に「臼杵市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定し、「認知症になっても安心して暮らせる共生のまちづくり」を基本目標のひとつに掲げ、認知症の正しい知識の普及啓発をはじめとした認知症施策を総合的・計画的に推進しています。



³⁰ 「認知症基本法」= 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

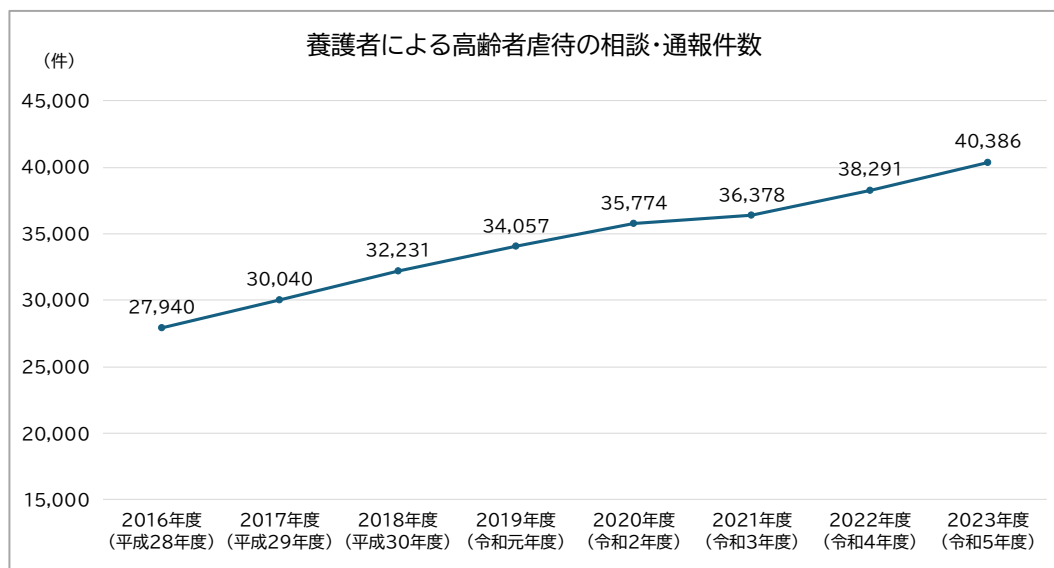
(2)現状と課題

高齢化の進展により、社会保障の問題や認知症高齢者数の増加等による介護負担が懸念されます。「令和7年版高齢社会白書」では、日本の認知症高齢者数等の推計は2040(令和22)年時点で約1,197万人前後となることが予想されています。

特殊詐欺(オレオレ詐欺、預貯金詐欺等)の被害者の約7割弱が65歳以上の高齢者です³¹。様々な手口で詐欺が行われており、全国の被害状況をみると、2022(令和4)年以降、増加傾向にあり、被害額は2024(令和6)年に大幅に増加しています。

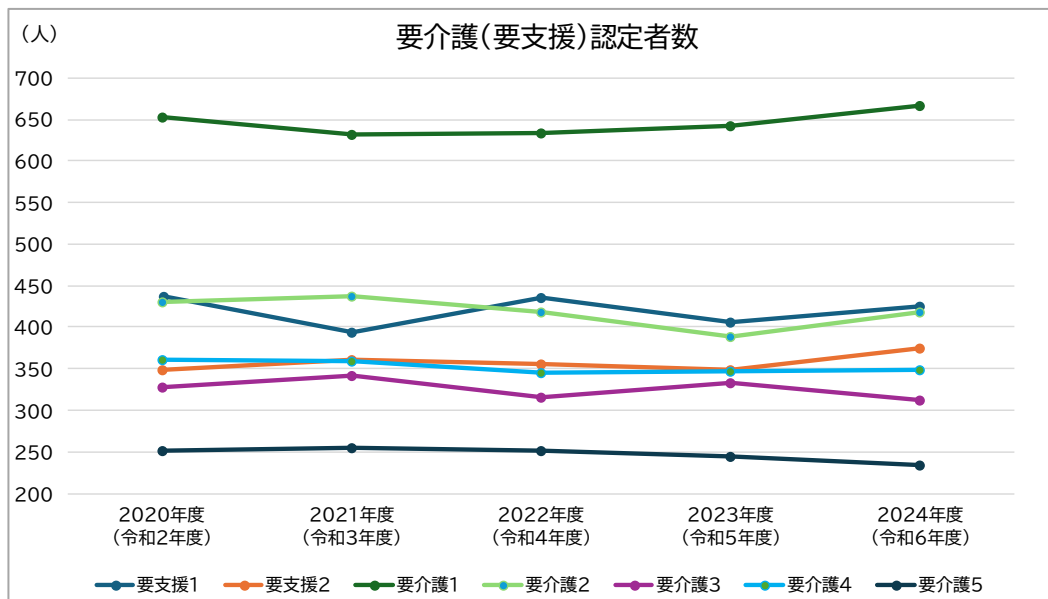
本市では、判断能力が十分でない認知症高齢者の財産の保全や管理だけに限定した支援に留まらず、生活支援や自立支援体制の充実に力を入れています。

高齢者の虐待においては、高齢者虐待防止法における厚生労働省の調査では、2023(令和5)年度の相談・通報件数、虐待判断件数はともに前年度を上回っているため、家庭内における介護疲れ等に起因する高齢者の虐待を防止するための取組が欠かせません。これらの取組の強化には、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る必要があります。



厚生労働省「令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」より作成
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001366828.pdf>)

³¹ 出典:内閣府「令和7年版高齢社会白書」,46p (<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/index-w.html>)



臼杵市「介護保険事業情報(年報)」より作成(各年度末時点)

(3) 施策の方向性

「心豊かに、高齢者がいきいきと安心して暮らせるふるさとづくり」を基本理念とする臼杵市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者の人権が尊重される社会の実現を目指して、次のような施策を展開します。

① 地域の支え合いと高齢者の生活を支える体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、高齢者を取り巻く身近な生活課題を自らの問題と捉え、地域で支え合えるための意識づくりを進めます。

高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で生活が送れるよう、住まい、医療、介護、生活支援・介護予防がそろった「地域包括ケアシステム」を一層充実させるために、地域活動等の情報提供や相談窓口の充実、地域振興協議会等との連携・協働に努めます。

高齢者自身が地域社会の中で、自らの経験と知識を活かした就労やボランティア活動等の様々な社会活動に積極的に参加し、仲間作りをすることが重要です。そのためにも、高齢者の多様性・自発性を十分尊重しながら、世代間交流・就労機会の確保や自主グループ活動等への支援を行い、参加を促進します。

② 健康づくりと介護予防の推進

高齢者の自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図っていくために、保健事業(生活習慣病等の重症化を予防する取組)と、介護予防事業(生活機能の低下を防止する取組)の双方を一体的に推進します。また、高齢者が気軽に集える場として、高齢者サロン、通いの場等の充実に努めます。

③ 虐待防止対策・権利擁護の推進

高齢者の尊厳を守り、健やかで穏やかな生活を保障・実現するため、県や関係機関・団体と密接な連携・協力を図りながら、高齢者虐待防止対策を推進し、相談・啓発・援助活動の充実に努めます。また、高齢者の財産、権利等を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の福祉サービス等の利用を推進します。

④ 認知症施策の総合的・計画的な推進

認知症になっても尊厳と希望をもって安心して地域で暮らせるように、臼杵市みんなで取り組む認知症条例に基づき、認知症施策を推進します。臼杵市の認知症を考える会等の団体やチームオレンジ³²等と連携しながら、市民の認知症に関する正しい知識・理解を深めるための活動、発症予防や進行予防等、認知症に関する様々な施策に取り組めます。

⑤ 孤独・孤立支援

関係機関と連携した相談活動や就労支援、地域づくり等を通じて、社会から孤立させない、排除しない、すべての人を受け入れる、共生社会の実現に向けた取組を推進します。

³² 「チームオレンジ」＝認知症の人や家族に対する支援ニーズと支援をつなぎ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりに向け、具体的な活動を行う認知症サポーターの総称。

6 障がいのある人の人権問題

(1)これまでの取組

国においては、2012(平成24)年10月に「障害者虐待防止法」、2013(平成25)年4月に「障害者総合支援法」を施行し、障がいのある人を取り巻く環境整備やサービスを充実させるための法整備が進められ、さらに、2016(平成28)年4月には「障害者差別解消法」を施行し、障がいを理由とした不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、行政機関等に合理的配慮の提供が義務付けられました。2024(令和6)年4月からは、この義務化は民間事業者にも拡大されました。

本市においても、これらの法整備にあわせて、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる白杵市づくり条例」を2020(令和2)年に施行し、互いを尊重し支え合う社会の実現を目指しています。また、2023(令和5)年には「白杵市手話言語条例」を施行し、手話の普及を通じて多様性を尊重し合う地域づくりにも取り組んでいます。

(2)現状と課題

本市の障害者手帳発行数の推移は、身体障がいが増減、知的・精神の各障がいは増加傾向となっており、知的障がい、精神障がいの手帳保持者は2025(令和7)年度までの5年間でそれぞれ40人、66人の増加³³となっています。障がいのある人が安心して日常生活を営み、自らの権利を主張・行使し、自らの生き方を選択・決定できる社会的支援の在り方や、障がいのある人への権利侵害に対し、適切な措置や救済が図られる仕組みを地域社会の中に確立することが必要です。

社会福祉サービスが措置制度から支援費制度へと大きく転換し、サービス利用者としての障がいのある人の権利擁護が課題となりました。また、判断能力に不安のある人の金銭管理・契約支援等を行う「日常生活自立支援事業」が全国で展開され、権利擁護の入口支援として機能しています。本市においても、成年後見制度と日常生活自立支援事業の適切な活用、地域連携の強化を進めていく必要があります。

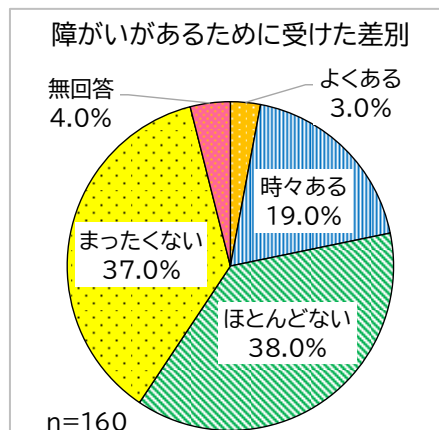
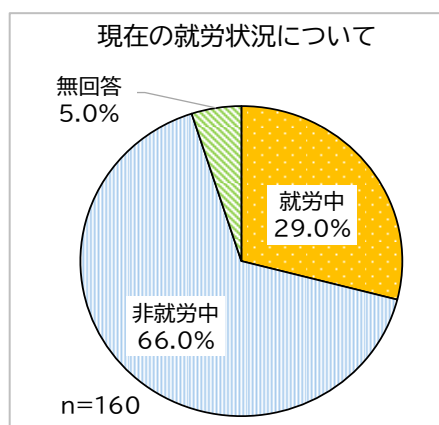
³³ 2025(令和7)年度白杵市数値による。

本市が2020(令和2)年度に実施したアンケートでは、障がいのある人の就労状況について「就労中」との回答は29.0%でした。障がいのある人の就労には、企業や職場の人の理解を求める意見が多くなっています。

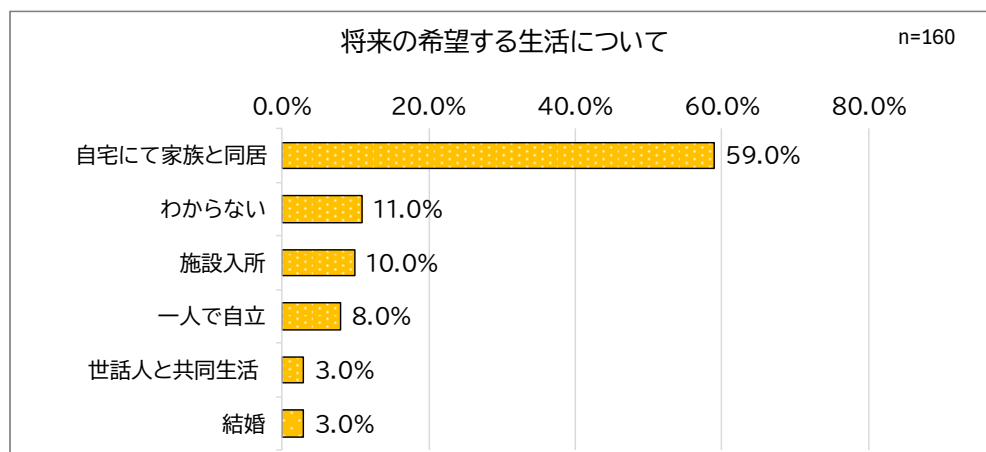
外出時の困りについては、道路や建物の段差解消、駐車スペースの確保を求める声が強くなっていますが、公共交通機関の問題も解消されてはいない状況です。地域の環境整備においても、道路の段差解消や手すりの設置、駐車スペースの確保を求める声が強くなっており、外出時の環境整備が求められています。

障がいのある人への差別については、「(差別を受けることが)よくある」「時々ある」を合わせると22.0%の回答者が差別を受けたと感じています。障がいのある人や障がいの特性に対する市民の理解についても、まだ十分な状況ではありません。福祉教育の推進等をはじめ、障がいのある人が特別な人ではないという意識の醸成や、差別解消に向けた取組を引き続き進めていく必要があります。

障がいのある人が、地域で家族とともに暮らしたいという思いはアンケート結果からも明確であり、それらを進めていくための総合的な取組としては、障がいのある人や福祉に対する市民の理解や参加が根幹にあることが重要です。具体的には、在宅福祉サービスや障がい児療育の充実、健康管理等の施策が求められています。



出典:白杵市「障がいがあっても暮らしやすい白杵市へ向けてのアンケート」
2020(令和2)年12月



出典:白杵市「障がいがあっても暮らしやすい白杵市へ向けてのアンケート」
2020(令和2)年12月

(3) 施策の方向性

2020(令和2)年4月に施行した「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる臼杵市づくり条例」及び2022(令和4)年3月に策定した「第4次臼杵市障がい者計画」に基づき、次のような取組を進めます。

① 障がいや障がいのある人への理解及び交流の促進

障がいのある人もない人も互いに尊重し、ともに支え合いながら心豊かに暮らすことのできる社会を作っていくためには、障がいのある人とその家族への理解を深めることが不可欠です。障がいに対する誤解や偏見をなくし、積極的に関心を持てるよう、家庭・学校・職場・地域等において福祉教育を推進するとともに、啓発にも取り組みます。

民間事業者にも合理的配慮の提供を義務付けた障害者差別解消法の改正を踏まえ、障がいのある人との対話を通じて相互理解を深め、ともに適切な対応策を検討できるような取組を推進します。障がいのある人の日常生活における社会的障壁を取り除くためには、社会全体で合理的配慮に取り組み、障がいのある人の自立と社会参加を促進し、誰もが暮らしやすい社会の実現につなげます。

② 就労、社会参加の促進

障がいのある人が自らの意思で主体的に行動し、社会のあらゆる活動に参加しながら、生きがいを持って生活できるよう、社会参加の機会を促進します。企業や事業所の理解と協力を得て、就労の場の確保を進めるとともに、就労支援事業等のサービス提供や就職に関する相談、情報提供の充実を図ります。さらに、障がいのある人のスポーツ・文化活動への支援や生涯学習の機会を拡充していきます。

③ 障がいのある人の虐待防止と権利擁護の推進

障害者虐待防止法に基づき、関係機関と連携し、虐待の予防及び虐待を受けた障がいのある人に対する自立の支援や養護者への支援を行います。

障がいにより判断能力が十分でない人に対して、本人の利益が損なわれないよう、意思決定を尊重する支援を基本とするとともに、必要に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進し、権利擁護を図ります。

④ 様々な支援と相談支援体制の充実

個々の障がいの特性や生活状況に応じて、在宅生活支援や保健・医療サービスの充実を図るとともに、適切な「暮らしの場」の確保に努めます。さらに、障がいのある人とその家族が直面する課題に対応するため、相談支援体制を強化するとともに、必要な情報を迅速かつ的確に提供できる体制の整備を進めていきます。

⑤ バリアフリー化の促進

障がいのある人が地域で安心して快適に暮らせるよう、物理的バリア(段差や設備等)、制度的バリア、文化・情報バリア、意識上のバリアなど、様々な障壁の解消を図ります。同時に、住民主体の地域福祉活動を推進し、災害等の緊急時における避難行動要支援者の支援体制の構築を進めます。

7 外国人の人権問題

(1)これまでの取組

国では、明治以降、歴史的経緯に由来する韓国や朝鮮にルーツを持つ人をめぐる問題や、外国人に対する就労差別や入店・入居拒否など、様々な人権問題が発生しています。近年では、一部の国や民族、あるいは特定の国籍の外国人を排斥するような言動、いわゆるヘイトスピーチ³⁴が社会的関心を集めており、2016(平成28)年6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

県では、2025(令和7)年に海外施策の方向性を示す羅針盤として「第5期大分県海外戦略」が策定されました。基本目標に「世界から選ばれるおおいた」を掲げ、戦略として、①海外の成長市場を取り込む、②外国人材の活躍促進、③多文化共生社会の実現、④国際交流とグローバル人材の育成・活用の4つを示しています。

本市においては、1600(慶長5)年のオランダ船「リーフデ号」の漂着では、佐志生の人々の外国人乗組員に対する支援の様子が伝えられています。本市では、人道的観点から外国人を受容する独自の国際性が培われてきたことが考えられます。

多文化共生社会と、すべての人の人権が尊重される社会を実現するためには、外国人の人権に関する正しい知識を深め、相互理解と交流を促進することが重要です。

(2)現状と課題

ヘイトスピーチ解消法施行後、街頭での過激なデモは減少したものの、インターネット上では、依然として不当な差別的言動が見られます。人々に不安感や嫌悪感を与える差別的言動は、人としての尊厳を傷つけるだけでなく、差別意識を生じさせることにつながるものであり、許されないということを広く伝える必要があります。

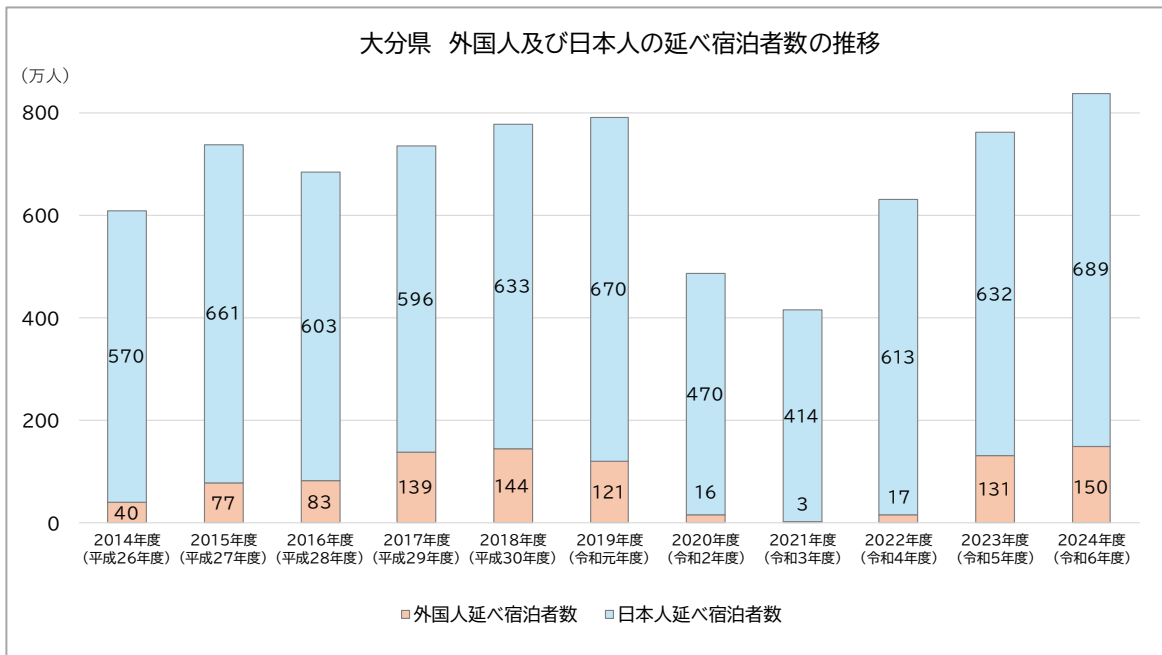
グローバル化の進展に伴い、人・もの・資金・情報・サービス等のあらゆる分野で国境を越えた交流が活発化し、本市を訪れる外国人や本市で生活する外国人住民が増え、外国人と接する機会が増えています。本市でも、外国人が住みやすいと感じられる地域づくりは課題であり、多彩な文化を持つ外国人住民が安心して快適に暮らすことが、多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現につながります。

³⁴ 「ヘイトスピーチ」=憎悪に基づく差別的な言動。主に人種、国籍、思想等の個人や集団のアイデンティティ要素をもとに、それらを誹謗・中傷、差別する行為。

○外国人来訪者の状況

県全体では、アジア圏を中心に外国人観光客が増加しており、特に韓国、中国(大陸)、香港、台湾、タイからの来訪者が多くなっています。最近では、欧米圏からの観光客も増えつつあります。外国人宿泊者数は、2019(令和元)年の約120万人から2024(令和6)年には約150万人に増加し、5年間で30万人の伸びを見せました。

本市では、臼杵市観光交流プラザやJR臼杵駅内の観光案内所に多言語対応の翻訳機を設置し、英語、フランス語、中国語、韓国語、台湾語の観光パンフレットを置くなど、外国人観光客へのサービス向上のための取組を行っています。



出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」

2024(令和6)年には、JR臼杵駅を利用した外国人観光客は688人でした。また、国宝臼杵石仏を訪れた外国人観光客は、2014(平成26)年の50か国2,369人から、2024(令和6)年には63か国5,493人へと大幅に増加しました。特にアジアとヨーロッパからの観光客が多く訪れています。臼杵市観光交流プラザでは、約300人の外国人観光客の来館がありました。今後も高付加価値旅行等を通じて、さらに多くの外国人観光客が本市を訪れることが期待されています。

野津地域では、「協同組合吉四六さん村グリーンツーリズム」が農泊で多くの外国人を受け入れており、国際交流の役割を担っています。外国人の農泊利用者数は、2019(令和元)年は804人でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020(令和2)年、2021(令和3)年の2年間は受け入れができませんでした。その後、徐々に回復し、2024(令和6)年には、553人まで増加しています。

○外国人住民の状況

県の外国人住民の数は、2000(平成12)年の立命館アジア太平洋大学の開学を契機に外国人留学生が急激に増加しました。

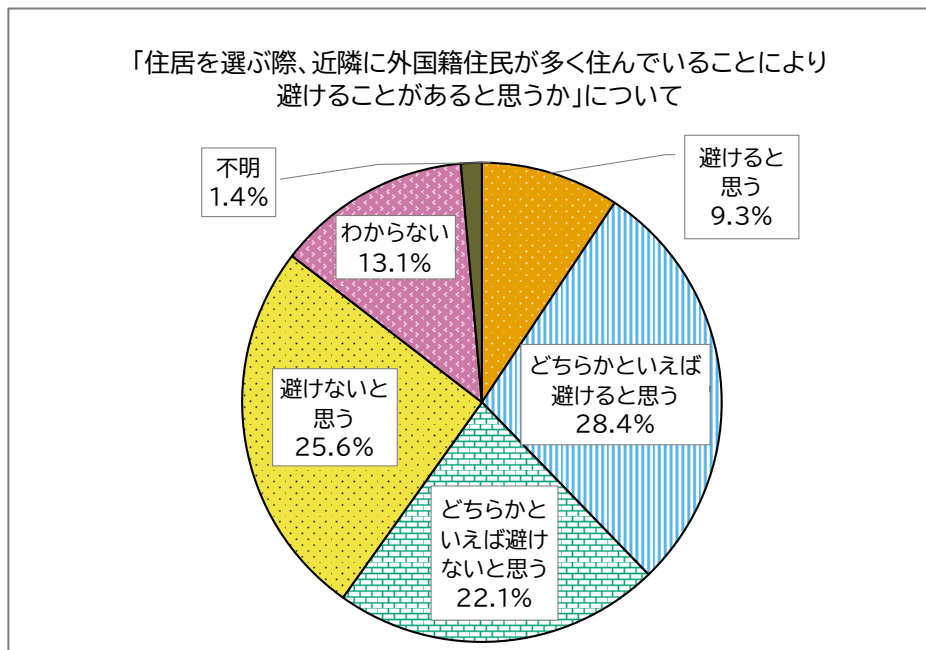
本市の外国人住民の数は、2024(令和6)年10月末現在407人であり、本市の人口全体の1.16%の割合を占めています。この背景には、造船事業協同組合の技能実習制度による外国人技能実習生の受入体制が整っていることが考えられます。

臼杵市の外国人住民の推移

各年10月末現在	外国人住民	前年度からの増減	臼杵市の人口に占める割合
2020(令和2)年	331人	－	0.88%
2021(令和3)年	183人	－148人	0.50%
2022(令和4)年	191人	8人	0.53%
2023(令和5)年	315人	124人	0.88%
2024(令和6)年	407人	92人	1.16%

出典:臼杵市住民基本台帳

一方で、本市が2024(令和6)年度に実施した市民意識調査結果によると、住居を選ぶ際に「外国籍住民が多く住んでいる地域を避けると思うか」との問いに対し、回答者の約4割が「避けると思う」または「どちらかといえば避けると思う」と回答していました。このことから、外国人住民への理解促進や共生意識の醸成が、引き続き重要な課題であると言えます。



(3) 施策の方向性

行政・学校・企業・民間団体・市民等が外国人の人権についての理解と関心をより一層高め、本市を訪れる外国人や外国人住民が安全で豊かに暮らすための支援や、活動しやすい環境づくりを進めていかなければなりません。

本市では、市民ひとりひとりが、互いのアイデンティティを尊重しながら、ともに快適に暮らすことができるよう、次のような施策の推進に努めます。

① 外国人理解のための教育・啓発

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受容し、正しく認識し、多文化共生への理解を深めるための学習の場の提供や、あらゆる場を通じての教育・啓発に取り組みます。

学校教育においては、全教育活動を通じて、多様な習慣・文化・様々な国籍を持つ人々を理解・尊重する心を育み、国際化社会に柔軟に対応できるよう人権教育の充実を図ります。また、外国語を母国語とする外国語指導助手を小中学校等に派遣し、外国語を通じた異文化の触れ合いの楽しさから国際理解教育を進めます。

外国人住民が、民族的・文化的なアイデンティティを確立するためには、外国人児童生徒が、母国文化を身につけるための取組も重要です。異文化理解を含めた国際理解教育に向けての研究や環境づくりに努めます。

社会教育においては、外国人の人権を尊重し、国際理解を深めるとともに、世界に開かれた市民意識を育む活動に取り組みます。

② 多文化共生の推進

多文化共生社会の形成に向けて、外国人住民が地域の人々との交流や地域活動に参加しやすい環境や雰囲気づくりに努めます。

市民と立命館アジア太平洋大学等の留学生や農泊に訪れる外国人宿泊者との交流等により多文化を学ぶ機会や各種国際交流を行う機会の充実を図ります。

また、本市は、先人が紡いできた多彩な食文化の継承や新たな食文化の創造、そして国内外の都市とのパートナーシップによる創造的な産業の創出に

取り組み、地域経済や学術・文化の振興と発展を図ることを目的に2021(令和3)年に「ユネスコ創造都市ネットワーク(食文化分野)」に加盟しました。ユネスコ食文化創造都市の認知度向上のためのイベントとして、世界の食文化に関する取組を紹介するなど、互いの食文化への理解を深めるための取組を進めます。

多言語パンフレットや看板、SNSの活用など、インバウンド向けの事業を実施して、外国人観光客への配慮を行い、外国人が安心して観光を楽しめるようにサポートし、その過程で生まれる地域住民との交流から、多文化共生の理解促進につなげていきます。

③ 情報提供・生活相談・支援の充実

外国人住民が安心して生活できるよう、インターネットや広報誌を活用して暮らしや相談に関する情報を提供する仕組みづくりを行うとともに、外国人の日本語学習を支援する取組を行います。

④ 福祉・医療サービスの充実

外国語による各種相談窓口の充実とともに、外国語の医療用語集や外国語で受診できる医療機関リストの作成など、外国人が安心して医療を受けられるための情報提供を行います。

8 感染症患者等の人権問題

(1)これまでの取組

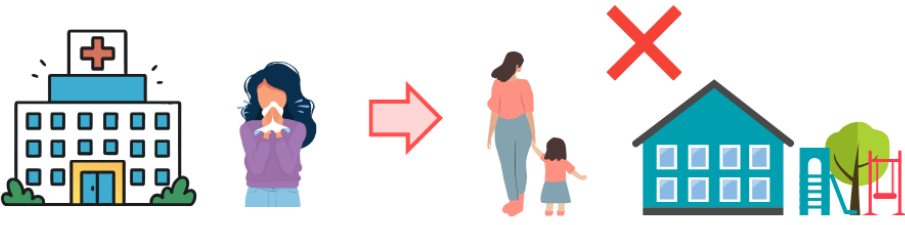
国では、「感染症法」³⁵「ハンセン病問題基本法」³⁶など、患者等の人権擁護に関する法律を整備し、感染症や難病の患者・家族に対する社会の偏見や不合理な取扱いは徐々に改善されてきています。さらに、2021(令和3)年施行の「**新型コロナウイルス感染症の一部改正法**」³⁷により、感染者や家族、医療従事者等が差別的取扱いを受けないよう、偏見・差別を防止する規定が明確化されました。

県では、エイズに対する偏見や差別が根強いことから、1992(平成4)年9月に「大分県エイズ対策基本方針」を定め、県民や学校・事業所に対して正しい知識の普及啓発を進めています。2003(平成15)年には、医療機関と患者・家族との信頼関係を構築するため、「大分県医療安全支援センター」を設置し、専任の相談員による中立的立場からの医療相談を実施しています。2013(平成25)年3月には、「大分県医療計画」を改定し、人権に配慮した医療サービスの提供を進めています。

**新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を
防止するための規定が設けられました！**
(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法等の一部改正する法律 令和3年2月13日施行)

**新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的な取扱いが報告されています。
こうした偏見や差別は決して許されません。**

(例)
病院で感染者が出たことを理由に、子供の保育園等の利用を拒否される



資料:厚生労働省

³⁵ 「感染症法」=感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

³⁶ 「ハンセン病問題基本法」=ハンセン病患者に対する偏見を防止し、ハンセン病患者及び元患者の自立及び社会参加を支援するための施策の推進に関する法律

³⁷ 「新型コロナウイルス感染症の一部改正法」=新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法等の一部改正する法律

(2)現状と課題

医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、今なお、HIV感染症³⁸、肝炎、ハンセン病や精神疾患等の様々な病気に関しての正しい知識と理解が十分普及していないために、患者やその家族等にも、差別や偏見等の人権にかかわる問題が発生しています。さらに、2020(令和2)年初めから全世界に広がった新型コロナウイルス感染症の感染拡大は都市規模における外出制限や移動規制など、世界中が大きな影響を受けました。感染を恐れる人々の意識が、事実と異なる情報の拡散、感染者やその家族、ワクチン未接種者、医療従事者等への差別や偏見を生むなど、様々な影響を与えました。

特に感染症に関しては、“感染する”という特性ゆえに、患者・感染者の排除につながりかねない側面を有しています。感染症法の前文に記されているように、感染症対策は、感染症患者等の人権を尊重し、患者に対する良質かつ適切な対応を行わなければなりません。しかし、就職拒否やアパートへの入居拒否、公衆浴場への入場拒否など、感染症や精神疾患に対する理解と認識は十分ではありません。「インフォームド・コンセント」³⁹や「セカンド・オピニオン」⁴⁰の普及の取組、医療における身体拘束(抑制)の問題など、患者の人権を尊重する取組も課題となっています。

○HIV感染症

HIV感染症は、進行性の免疫障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされた免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいます。HIV感染症は、その感染経路が特定されているうえ、HIVは、感染力の弱いウイルスです。したがって正しい知識に基づいた通常の生活を送る限り、感染を恐れる必要はなく、新しい治療法の開発等により発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能となっています。

県が実施した2023(令和5)年度の県民意識調査では、エイズ患者・HIV感染者や家族に関してどのような人権問題があるかという問いに「わからない」とする回答が約4割と2番目に多く、前回と比べて増加しています。このことは、依然として「自分には無関係な一部の人の病気」という意識が根強く残っており、予防行動が適切

³⁸ 「HIV感染症」=ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)の略語、ウイルスの名前

³⁹ 「インフォームド・コンセント」=治療に際して、医療従事者から治療内容等に対して十分な説明を聞き、患者が納得・同意して自分の治療法を選択すること。

⁴⁰ 「セカンド・オピニオン」=第2診断。はじめに相談した専門家とは別の専門家の意見を聞くこと。1980年代にアメリカで生まれた。医療情報の公開を進めるものとされている。

になされないために感染者の増加や感染者に対する差別・偏見につながっている状況が見られます。

○肝炎

B型及びC型の肝炎ウイルスは主に血液を介して感染するため、日常生活では感染することはほとんどありませんが、間違った知識に基づく差別や偏見が存在しています。このような状況を踏まえ、肝炎ウイルス感染者及び肝炎患者の人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療の提供を確保し、肝炎の克服に向けた総合的な対策を推進するため、2009(平成21)年に「肝炎対策基本法」が制定されました。

2022(令和4)年改正の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」では、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、国及び自治体、医療機関、事業者、地域社会が連携し一体となって、啓発及び知識の普及、人権尊重に係る取組を進めることが示されました。

○ハンセン病

ハンセン病は、昭和初期に治療法が確立し、現在では完治する病気です。国内では長年にわたり患者を施設入所させる隔離政策が続きましたが、その対応の誤りが明らかとなり、1996(平成8)年に「らい予防法廃止法」⁴¹が施行され、隔離政策は終結しました。療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離等により、家族や親族等との関係を絶たれ、また、療養所入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も社会復帰に向けて様々な困難な問題を抱えている状況です。2024(令和6)年に「ハンセン病遺族補償金法改正法」⁴²が施行され、補償金の請求期限が2029(令和11)年まで延長されています。また、療養所関係者、東村山市や地元自治会等で構成する委員会が「国立療養所多磨全生園将来構想(2025(令和7)年3月版)」を取りまとめ、入所者が将来にわたり安心して暮らし続けられる在園保障や、ハンセン病問題の歴史を後世に伝えるための普及啓発の促進や地域開放・共生に関する事項の方針等が示されました。

⁴¹ 「らい予防法廃止法」=らい予防法の廃止に関する法律

⁴² 「ハンセン病遺族補償金法改正法」=ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

○新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等

2020(令和2)年から、全世界に広がった新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの生活は未曾有の事態に直面しましたが、2023(令和5)年に5類感染症へ分類され、基本的な対策は、個々の判断を尊重する段階に移行しました。一方で、感染された方やご家族、医療・介護・教育等に携わる方々への不当な取扱いはなお配慮が求められる課題であり、啓発・相談窓口の案内や、2021(令和3)年施行の特措法改正において偏見・差別の防止が明確に示されています。また、長引く外出制限により増加した家庭内暴力(DV)の相談についても、継続的な支援が必要です。

新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等は飛沫感染するため、世界中に急速に広まるおそれがあります。今後予想される同様の事態に備え、正確な情報をわかりやすく届ける広報を切れ目なく行うこと、誹謗中傷や差別の相談・救済へスムーズにつながる道筋を示すこと、そして孤立や家庭内の困りごとを早期に察知し、関係機関でいねいに支える体制を整備していくことが求められます。

(3)施策の方向性

基本的人権尊重の観点から、感染症患者・難病患者等に対する偏見や差別意識の解消のため、市民への正しい知識の普及啓発に努めるとともに、家庭・学校・職場・地域等が一体となった教育・啓発活動の推進を図ります。

① HIV感染症について

全国の中でも九州各県は、人口10万人あたりのHIV感染者やエイズ患者が増加傾向となっています。特に若年層での増加が見られることから、様々な保健活動を通じて、正しい知識の普及啓発を図るとともに、学校教育の場とも連携を深めながら、感染予防に関する具体的な知識や情報の提供に努めます。正しい情報提供、普及活動を通して、互いの健康への配慮や人権の尊重など、総合的な視点からの啓発活動を推進します。

② 肝炎について

肝炎は感染経路が特定されており、適切な知識があれば予防可能な感染症です。そのため、肝炎に関する正しい知識の普及・啓発を進め、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく社会で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

③ ハンセン病について

ハンセン病については、患者等に対する偏見と差別が一日も早く解消されること、回復者や関係者の方々の名誉の回復を図り社会復帰を推進することが重要です。様々な機会を活用し、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、関係機関・団体とも積極的に連携し、市民に対する啓発活動の充実に努めます。また、ハンセン病遺族補償金制度の周知にも取り組みます。

④ 新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等について

新型コロナウイルス感染症は2023(令和5)年5月より5類感染症となり、徹底した医療体制や感染対策が緩和され、経済活動の再開につながりましたが、依然として、新型コロナウイルス感染症に対する嫌悪感や偏見、差別は残っています。本市では、同様の事態にも備え、誹謗中傷や風評被害を発生させないために、差別防止の啓発活動と、市民に対する相談体制の充実を推進していきます。

9 性の多様性に関する人権問題

本市では、性の多様性を尊重し、性的少数者への差別意識や偏見の解消に向けて、2024(令和6)年10月に「臼杵市性の多様性の尊重に関する条例」を施行しました。この条例は、性的少数者の方々だけでなく、すべての人の多様な性を認め合うことを基調としています。この考え方を「SOGI(ソジ)」⁴³(すべての人が持つ性のあり方を示し、多様な性を尊重する考え方)と言います。

(1)これまでの取組

日本精神神経学会は1997(平成9)年に「性同一性障害に関する答申と提言」を公表し、治療法と戸籍の変更など、制度的な問題を提起しました。その後、性同一性障害をめぐる裁判や地方議会議員選挙への当事者の立候補・当選等が社会的に取り上げられることとなり、2003(平成15)年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例法」の公布によって戸籍上の性の変更が制度化され、その後の見直しで、性別の変更要件が緩和されました。2023(令和5)年にはLGBT理解増進法も施行され、国・自治体による理解増進施策の推進が位置付けられています。2019(令和元)年に採択された世界保健機関(WHO)の「国際疾病分類第11版」では、性同一性障害は疾病や障がいではなく「性の健康に関する状態」とされており、日本では、2024(令和6)年に「性別不合」との表現に変更することの方針を決め、2027(令和9)年の施行を目指しています。

近年では、条例等により「パートナーシップ制度」を導入する自治体も増えてきました。本市においては、県内に先駆けて2021(令和3)年4月に「臼杵市パートナーシップ宣誓制度」を開始し、同性カップルの市営住宅の入居申込や犯罪被害者見舞金の申請ができるようにしています。また、民間企業の家族扱いのサービスでも活用できるように周知・啓発を行っています。県においても、2024(令和6)年4月から制度を導入し、公営住宅入居や公立病院での手術同意等の行政サービスが利用可能となり、県と市町村での相互利用や民間サービスへの拡大にも取り組んでいます。

⁴³ 「SOGI」=ソジ。Sexual Orientation and Gender Identity(性的指向と性自認)の略

SOGIの多様性

SOGI (ソジ) とは
Sexual Orientation and Gender Identityの略で、
性的指向及びジェンダーアイデンティティという意味

ソジ
SOGIを表す主な言葉の一般的な意味合いを紹介します。

SO に関する言葉 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向	L	レズビアン	同性に惹かれる女性
	G	ゲイ	同性に惹かれる男性
	B	バイセクシュアル	両性に惹かれる人
	A	アセクシュアル	どのような性別の人にも惹かれない人
GI に関する言葉 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識	T	トランスジェンダー	出生時に判断された性別とジェンダーアイデンティティが一致しない人
	S	シスジェンダー	出生時に判断された性別とジェンダーアイデンティティが一致している人
SOGI の両方	Q	クエスチョニング	性のあり方が定まっていない人又は定めていない人

注：SOGIのあり方は多様であり、必ずしも表中の分類に限られるものではありません。また、この表では一般的な意味合いを紹介しています。異なる説明の仕方がなされることもあります。

SOGIは私たち一人ひとり誰もが有しているもので、そのあり方は人それぞれ異なり様々なバリエーションがあるものです。外見からは必ずしもわからないものですが、尊重され大切にされるべきものです。

資料：内閣府「SOGIの多様性に関する理解と尊重を目指して」をもとに作成


(2)現状と課題

2023(令和5)年に電通グループの組織である「dJサステナビリティ推進オフィス」が全国の20～59歳の計57,500人を対象に行ったアンケート調査では、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者・LGBT)であると答えた人の割合は、全体の9.7%という結果でした。2012(平成24)年の調査では、5.2%という結果であり、約10年の間に大きく変化しています。多様な性の在り方を認める意識は高くなってきましたが、具体的な行動面においては限定的であることが指摘されています。ひとりひとりが身近な場所にセクシュアル・マイノリティとされる人々の存在があることを認識し、行動にもつなげていけるようにすることが重要です。

県や本市で導入しているパートナーシップ制度は、同性同士のカップルを婚姻に相当する関係であると自治体が独自に認めるものです。婚姻のような法的な効力はありませんが、制度を設けることにより次のようなメリットが生まれます。


- ① 2人の関係性が公的に認められること。
- ② 性的少数者の理解が地域に浸透すること。
- ③ 民間会社のサービスが家族同様に受けることができるようになること。

パートナーシップ制度等の普及により社会における認知度の高まりも期待できますが、その一方で、本人の同意なく暴露する「アウティング行為」等を恐れて、宣誓制度に申請することや宣誓書受領証を呈示することを躊躇^{ちゅうちよ}する方々もいるのではないかと推測されます。多様な生き方を選択できる社会を実現するためには、2024（令和6）年10月に施行した「臼杵市性の多様性の尊重に関する条例」を踏まえ、さらなる啓発活動の継続や支援体制の充実が求められます。



臼杵市パートナーシップ宣誓制度

申請の方法などは
右の二次元コードから読み取れます。



(3) 施策の方向性

① 性の多様性への理解促進

家庭・学校・職場・地域など、様々な場において性の多様性に関する学習や啓発を進めます。また、性的少数者を理解し支援する人たちである「アライ」⁴⁴についても広報・啓発等の取組を進めていきます。

② 性的少数者の困りごとの解消や環境整備

県等の関係機関と連携して、様々な悩みを抱える当事者やその家族等からの相談に幅広く対応するとともに、学校や職場、医療をはじめ様々な生活上の困りごとの解消に取り組みます。また、パートナーシップ宣誓制度の利用先の拡充、働きやすい職場づくりのサポートなど、環境整備に向けた取組を推進し、パートナーシップ制度を施行している県等と連携し、市内外での当事者への支援の在り方を検討していきます。

③ 性の多様性に関する条例や制度の周知・啓発

本市が定めた性の多様性の尊重に関する条例やパートナーシップ宣誓制度について、その目的や趣旨を再認識できるよう、周知・啓発に取り組みます。

⁴⁴ 「アライ」=性的少数者を理解し、自分たちの問題として取り組む支援者のこと。

10 様々な人権問題

現在の日本社会には、これまで述べてきた重点的に取り組むべき分野別の人権問題の他にも、次に挙げるような人権問題があり、変化する社会情勢の中で新しい人権侵害が意識され、市民の関心も高まってきています。これらの人権問題についても、知識や理解を深め、関係機関等と連携して対応していく必要があります。

(1) プライバシーをめぐる問題

現状と課題

情報化社会の進展やAI等の新たな技術革新に伴い、個人のプライバシーにかかわる内容が第三者に把握される状況は拡大しています。個人情報とは、その情報が指し示す個人の人格と密接にかかわる情報であり、その性質上、取扱いを誤ると脅迫や不正請求等の犯罪に利用される事態も生じています。適正な取材配慮や被害者支援、個人情報の適切な管理・報告体制、そしてインターネット上の人権侵害に対する相談・救済の活用を徹底することが求められます。

○国の取組

2005(平成17)年4月から全面施行された「個人情報保護法」⁴⁵をはじめとする個人情報保護関連5法が整備されました。その後も定期的な改正により、漏えい等に対する取組の充実や個人情報保護における全国的な共通ルール下での運用が進められています。また、2025(令和7)年には、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」や「AI事業者ガイドライン」を策定し、人権侵害の未然防止やプライバシー保護の取組を一層強化しています。

○マイナンバー制度

2015(平成27)年10月のマイナンバー制度導入に先立ち、2013(平成25)年5月に「番号法」⁴⁶が公布され、個人情報保護法等に定められる措置の特例として、①個人番号をその内容に含む個人情報の利用範囲を限定すること、②個人情報は各行政機関が分散して適切に管理し一元管理をしないこと、③制度の運用を厳しく監視する特定個人情報保護委員会(第三者機関)を設置することなど、より

⁴⁵ 「個人情報保護法」=個人情報の保護に関する法律

⁴⁶ 「番号法」=行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

厳格に個人情報保護を講じています。しかし、運用開始後、証明書の誤交付や、健康保険証の紐付け誤り等が発生し、政府は「マイナンバー情報総点検本部」を設置し、本人確認・再発防止を進めています。

本市では、地方公務員法に基づく公務員の守秘義務による個人情報保護に加え、2005(平成17)年1月に個人の権利利益の保護を目的とした「臼杵市個人情報保護条例」を制定し、個人情報保護対策に努めてきました⁴⁷。また、番号法や国の制度に基づき、特定個人情報保護評価⁴⁸を実施・公表し、特定個人情報の漏えい等の事態を発生させるリスクを分析・軽減するための適切な措置を講じています。

施策の方向性

個人情報は、その情報が指し示す個人の人格と密接に関連しており、「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条にのっとり、慎重に取り扱われるべきです。個人情報は、国や地方公共団体のみならず、様々な民間事業者によっても広く取り扱われています。マイナンバー制度での厳格な個人情報の保護措置を含め、個人情報の保護の実効性を確保するための関連施策が、一体的・総合的に講じられる必要があります。今後も個人情報保護法の基本的な考え方に基づき、個人情報の有用性に配慮しながら、官民一体となって個人情報の保護に取り組みます。

(ア)行政が取り扱う情報

個人情報の保護に関して、職員の意識の向上に努めるとともに、運用の充実を図ります。

(イ)民間事業者が取り扱う情報

個人情報保護法では、区域内の実情に応じ住民・事業者への支援や苦情解決のあっせん等について、地方公共団体が必要な措置を講じる責務があるとされています。個人情報の誤った取扱いは企業の経営にかかわる問題につながることから、個人情報の正しい取扱い方法を学ぶ機会を設け、個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を周知するための広報活動に取り組みます。

⁴⁷ 2023(令和5)年4月以降は条例を廃止し個人情報保護法を直接適用している。

⁴⁸ 「特定個人情報保護評価」=特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

(2)犯罪被害者やその家族の人権問題

現状と課題

犯罪被害者やその家族(以下「犯罪被害者等」という)は、その事件による直接的、精神的な被害だけでなく取材やインターネット上の誹謗中傷による二次被害など、多面的な困りごとに直面します。

国においては、「犯罪被害者保護法」⁴⁹等の施行により、犯罪被害者等を保護しようとする取組が行われています。「第4次犯罪被害者等基本計画」に基づき、関係府省庁と地方公共団体が連携して二次被害防止や情報提供・相談支援の充実等を推進しています。2022(令和4)年公布の「刑法等の一部を改正する法律」により新たに導入された「矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」は、2023(令和5)年12月に運用開始され、刑務所の刑務官や少年院の法務教官が被害者・遺族の思いを聴取し、受刑者等へ適切に伝達することで、被害者等への配慮充実と受刑者の改善更生を図ることとしています。

市民ひとりひとりの安全と幸福を確保するため、犯罪被害者等の視点に立ち、犯罪被害者等の安全の確保・精神的被害の軽減・被害品の早期回復及び被害の再発防止を図るなど、被害者支援を進める必要があります。犯罪被害者等が抱えるニーズは多岐にわたることから、警察が行う被害者支援のみですべてに応えることは困難であり、犯罪被害者等に対する各種の支援体制は未だ十分とは言えません。

施策の方向性

犯罪被害者等の人権が侵害されないよう、行政・司法・民間の機関・団体が被害者支援に取り組み、被害者の人権の保障を図ります。市民ひとりひとりが犯罪被害者等への理解を深め、犯罪被害者等の人権を配慮することができる社会をつくる必要があります。

本市では、2018(平成30)年3月に制定した「臼杵市犯罪被害者等の支援に関する条例」に基づき、被害者等の早期回復と二次被害の防止に向けた取組を進めています。犯罪被害者等が、直接的・精神的・経済的等の様々な人権侵害を受けていることへの理解や、犯罪自体を未然に防ぐための取組について考える機会を市民に対して提供します。また、関係する自治体や司法、福祉等の諸機関や「大分被害者支援セ

⁴⁹ 「犯罪被害者保護法」=犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

ンター」等の関係団体との緊密な連携を図り、犯罪被害者等支援に関する機関・団体のネットワークを構築するなど、支援体制の整備に努めます。

(3)災害に伴う人権問題

現状と課題

2024(令和6)年1月に発生した能登半島地震をはじめ、近年では、台風や集中豪雨の影響による土砂災害や浸水害、大規模な震災の発生により、被災地域の住民が避難所に長期で滞在する事案が多くなっています。特に、2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの人命を奪い、人々の暮らしを一変させただけでなく、東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生により、農林水産業、製造業、観光業等が風評被害にも見舞われ、国においても、広範囲にわたる大災害に対する対策の難しさ、重要性を認識させられることとなりました。災害発生後、避難所生活の長期化に伴うストレスのみならず、被災者に対する誹謗中傷、避難所におけるプライバシーの欠如、女性に対する性被害など、様々な人権問題が顕在化しました。

避難所生活では、プライバシーの確保や性暴力・DV防止、要配慮者(妊産婦・高齢者・障がいのある人等)への配慮が重要であり、国は「自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドライン」を2024(令和6)年12月に改定しました。避難所等において十分配慮された対応を行うには、女性や障がいのある人、社会的弱者の視点からの災害対応が不可欠です。2020(令和2)年5月に「防災基本計画」を見直し、防災における女性の参画の拡大・促進を明確に記載し、随時見直しも行われています。

今後想定される南海トラフ巨大地震や豪雨災害等も見据え、多様な人々の人権に配慮した対応ができるよう、常日頃からの啓発や対策が必要です。

施策の方向性

災害に備える防災対策を行うとともに、被災時におけるすべての人の人権が適切に守られるよう、市民ひとりひとりが災害時における人権への配慮について関心と認識が深められるような啓発活動や体制づくりに努めます。東日本大震災、熊本地震、能登半島地震等の経験が蓄積されていく中で、「災害時には女性へのDVやハラメント、性被害が起きやすい」という認識が生まれています。本市では、防災においても女性の参画を拡大・促進するように体制づくりを行います。

(4)その他の人権問題

アイヌの人々

先住民であるアイヌの人々の尊厳を守る取組は、アイヌのコミュニティがある地域を中心に行われています。しかし、2014(平成26)年に、札幌市の議員が「アイヌ民族なんてもういない」とインターネット上に書き込み、問題となりました。これはアイヌの人々に対する理解不足等から生じる誤解や偏見・差別意識の解消が、未だ不十分であることによるものと考えられます。国では、2022(令和4)年から「アイヌの方々のための相談事業」との連携を開始するなど、人権相談や調査救済活動に取り組んでいます。

アイヌの歴史や伝統・文化等について、正しい知識と理解を深め、日本社会が先住民ととも構成されてきたという基本的な認識の普及や出身や民族による偏見・差別意識をなくす教育・啓発が必要です。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくし、再犯防止施策の更なる推進を図るため、国は再犯防止推進法に基づき「第二次再犯防止推進計画」(2023(令和5)年3月閣議決定)を策定し、就労・住居・福祉等の支援を一体的に進めています。刑を終えて出所した人々が、自立した生活を送れるよう、関係機関と連携した相談・支援が必要です。

路上生活者

様々な事情により路上生活を送る人々は、就業機会や住居の確保が難しく、また、偏見や差別意識から嫌がらせや暴行を受ける等の人権問題も生じています。路上生活者の社会復帰を支援する取組と同時に、啓発活動を通じて、路上生活者への偏見・差別意識を解消します。

公益通報者

企業や団体の活動が法令に違反した場合、これを是正して消費者や社会システムの安全を守るためには、内部情報が不可欠です。2006(平成18)年4月に「公益通報者保護法」が施行され、この制度への相談に関する一元的相談窓口(公益通報者保護制度相談ダイヤル)も運用されています。通報者の秘密をしっかりと守り、安心して通報できる環境づくりと適切な調査・是正につながるよう、周知・啓発が必要です。

職場における様々なハラスメント

職場のハラスメントは依然として課題となっています。国は、「労働施策総合推進法」を改正(2025(令和7)年公布)し、事業主にカスタマーハラスメント防止と求職者等へのセクシュアル・ハラスメント防止を具体的な義務として盛り込みました。また、地方公共団体にもハラスメント対策を義務付けています。労働者へのハラスメント防止を徹底するため、体制整備や相談窓口の周知、企業に対する啓発、実効性の確保等が課題となっています。

上記に挙げた人権問題のほか、北朝鮮当局による人権侵害問題、婚外子(非嫡出子)に対する差別的取扱い、開発途上国の貧困な生産者・労働者への搾取、戦争や紛争、メディアから受ける人権侵害など、様々な人権の課題があります。

第5章 人権尊重施策の総合的な推進

第4章で述べたように、部落差別問題をはじめとする人権問題は多岐にわたっています。本章では、「第3次基本計画」の基本理念と人権問題の現状と課題を踏まえ、今後の人権教育・啓発推進の指針となる施策の方向性を示します。

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発

すべての人の人権が尊重される社会を実現するためには、家庭・学校・職場・地域等のあらゆる場や機会を活用し、部落差別解消推進・人権教育を享受できるよう、社会全体で取り組んでいかなければなりません。市民ひとりひとりが人権に関する正しい知識と人権感覚を身につけられるよう、あらゆる場を通じて人権意識を高める環境づくりを進めます。

(1) 就学前教育

乳幼児期は、人としての基礎を培う大切な時期であり、人権を尊重する心を育む出発点です。保育所や幼稚園、認定こども園においては、発達段階に応じ、自然や動物等とのふれあい、友達との共同的な活動など、日常の生活や遊び、体験を通して、命の大切さ、思いやりの心、互いの違いを認め合う感性を育てます。また、保護者への人権教育・啓発を推進し、こどもの人権が守られ、安心して育つ環境の整備を図ります。

2017(平成29)年2月に「臼杵市人権・同和保育連絡協議会」(現:臼杵市部落差別解消推進・人権保育連絡協議会)を設立し、保育関係者の人権意識の向上と連携を図り、様々な取組を進めています。

(2) 学校教育

学校教育においては、引き続き、人権・部落差別問題を教育課程に位置づけ、学校教育指導方針に基づき、人権教育を推進します。

児童生徒が自他の権利を理解し尊重できるように指導するとともに、「差別を見抜き、差別を許さない」実践力の育成に努めます。

また、教職員の研修を充実させ、人権感覚と指導力の向上を図るとともに、家庭や地域社会との連携を深め、人権尊重の心を育てていきます。

学校や地域における人権の課題を明らかにし、それらに対応する研修の充実を図り、教職員の人権意識高揚に努めます。

(3)社会教育

社会教育は、生涯にわたる人づくりと地域づくりの基盤であり、人権尊重の精神を育てる重要な場です。社会教育活動に際しては、人権教育の推進に努め、講演会・参加型研修会・講座等を積極的に開催します。また、市民の多様な学習ニーズに対応できるよう、人権関係資料の充実や指導者の養成・派遣を行います。

公民館(中央公民館や地域のコミュニティセンター)を拠点とした学習・啓発活動では、人権学習会等を開催し、誰もが容易に楽しく、人権について学べるような機会や場の提供に努めます。

各種団体や地域組織、関係機関が連携し、地域の実情に応じた研修や学習の機会を充実させ、人権を尊重する心が地域の隅々まで根づくように努めます。

(4)家庭・地域

人権に対する感性は、何気ない日常の暮らしの中で形成されるものであり、身近なコミュニティである家庭や地域の人権意識を高めることが極めて重要です。

人権感覚の根づいた家庭や地域を築くには、まず大人自らが部落差別問題をはじめとする様々な人権問題についての学習を深め、差別を見抜き、差別に立ち向かう行動力・実践力を養うことが大切です。

家庭は、あらゆる教育の出発点であり、こどもの心や人間性を育む大きな役割を担っています。保護者がこどもの気持ちに寄り添い、互いを尊重し合う関係を築くことによって、思いやりや感謝の心、違いを認め合う感性が自然と育まれます。学校や地域と協力し、家庭の中で人権を大切にすることが育つ環境づくりを進めます。

地域は、その地域の抱える諸課題の解決のために、地域自体が主体となって活動することが大切です。自治会は、地域の課題を共有し、日常の活動に人権の視点を取り入れていきます。

保護者会や地域振興協議会等の団体は、家庭・学校・地域をつなぐ存在として重要な役割を担っており、研修や情報提供を通じて、保護者や地域住民の学びを支援し、人権尊重の意識を育てる環境づくりを進めます。

(5)企業・事業所

企業や事業所は、社会を構成する一員として、地域や社会の発展に貢献する存在であり、経営や職場のあらゆる場面で人権を尊重し、差別やハラスメントのない働きやすい環境を整えることが求められており、企業・事業所自らが従業員の人権研修や社会への人権啓発の取組を推進していくことが大切です。企業自らが人権を尊重する仕組みづくりを進められるための支援として、様々な人権問題に関する情報共有、資料提供、講師派遣等を実施していきます。

また、すべての人の就職の機会均等を保障するため、関係機関と連携し、労働基準法や男女雇用機会均等法をはじめとした法制度等の周知を図り、公正な採用選考・任用を推進するよう支援します。

(6)人権に特に関係の深い職業に従事する者

人権教育・啓発を推進するにあたり、特に人権と深いかかわりを持つ職業に従事する人々が、人権意識を高め、豊かな人権感覚を養うことが求められます。

市職員をはじめ、教職員、医療・福祉関係者等は、職務の遂行にあたって、常に人権尊重の視点に立ち、正しい理解と認識を持って対応する必要があります。

本市では、人権に特に関係の深い職業に従事する人々に対し、人権教育・啓発を積極的に実施してきました。今後も継続して、各分野に応じた研修や学習の機会を充実させ、専門的な知識や実践的な対応力の向上を図ります。

市職員

あらゆる場において市民と接することが多い立場として、常に人権尊重の視点をもって職務を遂行することが求められます。ひとりひとりが「全体の奉仕者」としての意識をもち、部落差別問題をはじめ、人権課題の多様化に対応した知識や理解を深め、確かな人権感覚を身につけ、人権全般に配慮するよう努めなければなりません。自らが啓発する立場であることの自覚を持ち、差別をなくすための行動ができる感性と責任感を育成します。階層別や職場ごとの研修を継続的に実施し、正しい知識と対応力を高めます。

教職員

すべての教職員ひとりひとりが、人権啓発リーダーとしての役割を担うことができるよう、人権意識の高揚に努め、効果的な部落差別解消推進・人権教育を推進するための指導力向上に努めることが大切です。

このため、学校教育に携わるひとりひとりが人権尊重の理念を教育実践に活かし、子どもたちが互いを尊重し合う豊かな心を育めるよう、体験型研修を取り入れるなど、研修内容や手法の充実を図り、資質と実践力のさらなる向上に努めます。

医療・福祉関係者

ソーシャルワーカー、介護サービス関係者、保健師、医師、看護師等の医療・福祉関係者は、人の生命・健康・生活を支える立場として、貧困・疾病・虐待・DV等の様々な人権侵害を発見する機会が多く、高い人権意識が求められています。高齢者や障がいのある人、子ども等と直接かかわる職域であり、人権侵害を見抜き、これを放置せずに正しく対応できるように努めなければなりません。

そのため、人権研修や事例検討を通じて倫理観と実践力の向上を図り、関係機関と連携し、人権に配慮した支援体制を築いていきます。

2 効果的な人権教育・啓発の推進

市民ひとりひとりが人権に関する正しい知識を確実に身につけ、日常生活の中で自然に人権を尊重する行動ができるよう、効果的な人権教育・啓発を推進します。

(1) 学習機会の拡大・充実

人権に関する講演や研修は、知識の伝達に加え、体験や対話を通じて人権感覚を身につける参加体験型学習を積極的に導入し、自ら考え行動する力を育む取組を進めます。また、世代や立場に応じた学習機会を拡充し、家庭・学校・地域・企業・行政が連携して、誰もが学び合える環境づくりを進めます。

人材育成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、その取組を支える指導者の育成が重要です。社会の変化に伴って多様な人権課題が顕在化し、様々な法整備が進む中で、こうした新たな課題に対応できる教材等の整備と、それを効果的に活用できる人材の養成が必要となっています。

自治会連合会や地域振興協議会、学校、企業等と連携し、ボランティア活動や交流を通じてひとりひとりが人権を尊重する意識を高めます。あわせて、市民の身近なところでの学習を支援し、指導・助言できるリーダーやファシリテーター⁵⁰の育成にも努めます。国や県の研修会を活用し、研修や啓発活動を企画・実践できる人材を養成するとともに、民間団体や有識者との協働により、地域に根ざした学びの体制づくりを推進します。

市職員においては、基本方針を定め、採用・昇任時等の機会ごとに階層別研修を実施するとともに、管理職の職員を臼杵市部落差別解消推進・人権啓発研修推進協議会の幹事として位置づけ、各職場の人権啓発推進員と連携し、自発的研修を実施します。日常業務の中で人権尊重の視点と技能を実践し、市民の学びを支えるリーダーとしての役割を果たせるように努めます。

⁵⁰ 「ファシリテーター」＝「促進者」を意味する言葉。会議やワークショップでの進行を担当し、参加者の発言を促したり、議論を深めるための技術を有する人のこと。

教材や資料の充実

発達段階や学校・地域の実情に応じた様々な人権課題を取り上げ、市民の関心や学習意欲に即した教材・資料を整備します。

5年ごとに実施する「人権・部落差別問題に関する市民意識調査」の結果を人権意識や課題の傾向を把握するための基礎資料として活用し、教材や啓発資料に反映させ、意識調査の結果に基づいた効果的な学習内容の構築に取り組みます。講義形式に加え、参加体験型学習(ワークショップ等)やフィールドワークを取り入れるなど、手法の工夫・改善にも努めます。また、映像やデジタル教材等の活用も図り、誰もがいつでも学べる環境を整えるとともに、教材の更新・共有体制を整備し、現場の声を反映しながら、学びの質の向上と継続的な人権教育に取り組みます。

(2)情報の提供と啓発の工夫

人権教育・啓発の推進にあたっては、市民ひとりひとりが主体的・自主的に人権の大切さに気づき、自分ごととして捉えられることが大切です。そのためには、市民の生活や地域課題に密着した身近な事例等を活用し、部落差別問題をはじめとする様々な人権問題に関する理解と認識を深められるよう、わかりやすい情報提供に努めます。

公民館等の身近な公共施設の活用

公民館等の市民の身近な公共施設において、学習機会や指導者、教材等を活用して情報提供を行います。

市報や啓発パンフレットの活用

すべての市民に保障されている基本的人権や様々な人権問題に関する理解と認識を深めるため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例」等の人権に関する法律や諸制度をはじめ、人権に関する情報提供に努めます。

様々な媒体を活用した情報発信

近年、SNSやインターネットを通じた情報は、市民の関心や行動、価値判断に大きな影響を与える存在となっています。こうした特性を活かし、ホームページやSNSなど、多様なデジタル媒体を活用して、わかりやすく、親しみやすい情報を発信します。また、インターネット環境では誤情報や差別的言動が拡散されやすいため、人権の視点に立った発信を心がけるとともに、情報を正しく見極める情報リテラシーを高めるための啓発も進めます。また、ケーブルテレビ・ホームページ等を活用した情報提供にも継続して取り組みます。

(3)連携の促進

人権教育・啓発に関する施策の情報共有や実施に際しては、関係機関をはじめ、様々な人権問題の解決に取り組んでいる各種団体等と密接に連携しながら、推進していきます。

国、県、他市町村との連携

人権教育・啓発の推進にあたっては、国、県や県下の他市町村との連携を図っていくことが必要です。人権関連情報、教材、指導者など、それぞれが保有する人権教育・啓発の推進に必要な情報について相互に連携し協力していきます。

「臼杵市部落差別解消推進・人権教育啓発推進協議会」との連携

人権教育・啓発の各種事業を推進していくため、臼杵市部落差別解消推進・人権教育啓発推進協議会と連携して取り組みます。

自治会連合会や地域振興協議会との連携

自治会連合会や地域振興協議会との連携により、人権感覚がそれぞれの地域の中で根づくように、地域特性を活かした住民相互の交流の機会を活用し、人権学習や啓発活動を行えるよう、支援します。そして、すべての自治会連合会や地域振興協議会が、自主的に人権啓発活動団体として機能するような取組を行っていきます。

地域や各種団体との連携

地域や各種団体等への情報提供を行うとともに、講師の派遣や教材の提供、講演会の開催や学習資料の配布等を実施します。

3 相談・支援体制の充実

人権に関する相談や支援は、国においては、法務局および各市町村に配置された人権擁護委員によって行われ、県では、個別課題ごとに設置された専門の相談機関が対応しています。

本市では、総合案内の窓口において、人権をはじめ、行政・法律・福祉・教育等の様々な相談に応じ、担当課や関係課と連携して対応しています。こども・障がいのある人・高齢者への虐待、貧困、DV、ヤングケアラー等に関する事案については、潜在化しているため、本人からの申し出だけではなく、市民からの通報等に迅速かつ柔軟に対応できるよう、関係機関との連携の強化や相談しやすい体制の充実を図ります。さらに、相談内容や発生傾向に関する情報の収集・分析を進め、課題の早期把握と再発防止につなげます。

人権問題は複雑化・多様化しており、その相談内容も広範囲にわたっています。このため、国、県及び関係団体とのさらなる連携・協力、情報の共有化を図るとともに、相談担当職員の資質向上のための研修を強化するなど、あらゆる人権の問題解決に向けた相談・支援体制の充実に努めます。

第6章 計画の推進体制等

本章では、第5章で示した人権教育・啓発の指針に基づく施策を積極的かつ着実に進めていくための推進体制や計画の確認と見直しに関することを示します。

1 推進体制

(1) 臼杵市人権教育及び啓発推進本部による推進

本計画に基づく施策は、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、「臼杵市人権教育及び啓発推進本部」を毎年定期的で開催し、市民のニーズを十分に把握しながら、推進本部を中心に全庁的な取組を行います。

(2) 関係機関・各種団体との連携

国、県及び県内市町村、各種団体との連携を図り、総合的な体制による人権施策の推進に努めます。特に、臼杵市部落差別解消推進・人権教育啓発推進協議会等の関係団体との連携を深め、広く人権教育・啓発の推進が図られるように働きかけるとともに、関係団体に対しての積極的な支援に努めます。

(3) 市民の参画

人権教育・啓発の推進にあたっては、本計画に掲げる施策を効果的・効率的に実施するため、市民に広く理解してもらい、ともに協力して推進します。

2 基本計画の確認と見直し

本計画の着実な推進を図るため、年度ごとに人権施策の成果や取組状況を点検・評価し、その結果を次年度以降の施策に反映させることで、より効果的に取り組みます。また、社会情勢の変化及び本計画の進捗状況に応じ、適宜、本計画の見直しを行います。

条例に基づく市民意識調査を5年に一度実施し、その結果等を反映するために、臼杵市人権施策実施計画は5年の期間とします。

策定経緯

第3次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画の策定経緯

年	月 日		内 容
2025年 (令和7年)	7月15日 ・17日	意見 聴取	【第1回 作業部会(外部有識者への意見聴取)】 ・第3次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画案 (第1章～第3章)
	8月8日	諮 問	<臼杵市長より審議会へ> ・第3次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画の諮問
	8月8日	審 議	【第1回 臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する審議会】 ・第3次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画案 (第1章～第3章)について
	10月14日	意見 聴取	【第2回 作業部会(外部有識者への意見聴取)】 ・第3次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画案 (第4章～第6章)
	11月26日	審 議	【第2回 臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する審議会】 ・第3次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画案 (第4章～第6章)について
	12月19日 ～ 1月19日	意見 募 集	【パブリックコメント】 ・臼杵市役所(臼杵庁舎・野津庁舎)及びホームページで意見募集
2026年 (令和8年)	2月24日	審 議	【第3回 臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する審議会】 ・パブリックコメントの結果について ・第3次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画について
	2月24日	答 申	<審議会から臼杵市長へ> ・第3次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画の答申

臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する審議会 委員

区分	所属	役職名	氏名	備考
有識者	臼杵市議会	議長	内藤 康弘	
有識者	部落解放同盟大分県連合会 臼杵支部	支部長	山崎 千利	2025年 11月25日まで
			吉岡 勲	
有識者	大分人権擁護委員協議会	委員	椎原 洋子	
有識者	臼杵市部落差別解消推進 ・人権教育研究会	会長	伊藤 博	
有識者	臼杵市医師会 地域包括支援センターコスモス	保健師	北原 理恵	
有識者	臼杵市医師会立 コスモス病院	係長	妻川 真理子	
団体代表	臼杵市自治会連合会	会長	疋田 忠公	
団体代表	臼杵市民生児童委員協議会	福良ヶ丘地区 会長	石井 一明	2025年 12月31日まで
			松川 善行	
団体代表	臼杵商工会議所	副会頭	川邊 恭治	2025年 11月25日まで
			後藤 慎二	
団体代表	連合大分南部地域協議会	臼杵地区連絡会 会長	増中 洋二	2025年 12月31日まで
		事務局長	佐藤 修治	
団体代表	臼杵市PTA連合会	副会長	青木 貴絵	
団体代表	臼杵市男女共同参画推進 懇話会	委員	小高 恵美子	
団体代表	臼杵市女性団体連絡会	副会長	愛甲 千秋	
行政関係	臼杵市教育委員会	教育委員	木本 邦治	

第3次基本計画 作業部会(外部有識者への意見聴取)

1. アドバイザー	
大分県人権教育・啓発推進協議会 人権問題研修講師	一法師 英昭
2. 策定検討会	
臼杵市部落差別解消推進・人権啓発 講師団	竹内 義昭 樋口 哲司 山村 雅洋

第3次基本計画 策定事務局

所 属	役 職	氏 名
市民部門	政策監	柴田 監
部落差別解消推進・ 人権啓発課	課長	寺本 政浩
	課長代理	板井 清一
	主幹	安部 啓二郎
	主査	上野 麻美

資料編〔関連する法律や条例〕

■ 人権全般に関するもの	
・国際社会の取組と日本における人権に関連する法律	84
■ 部落差別問題(同和問題)に関するもの	
・部落差別問題(同和問題)に関する国の取組の流れ	87
・部落差別の解消の推進に関する法律	88
■ 臼杵市の取組に関するもの	
・臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例	89
・臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する審議会規則	90
・臼杵市部落差別の解消の推進に関する基本方針	91
・臼杵市男女共同参画推進条例	93
・臼杵市犯罪被害者等の支援に関する条例	96
・臼杵市性の多様性の尊重に関する条例	98
・臼杵市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	99

■人権全般に関するもの

●国際社会の取組と日本における人権に関連する法律

【1999(平成11)年以前】

年	国際社会に関すること	人権課題に関する法律等	取組要旨
1947年 (昭和22年)		「日本国憲法」施行	「基本的人権の尊重」を基本原則とする
		「教育基本法」施行	「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」ことを教育の目的とする
		「労働基準法」施行	労働条件に関する最低基準を設定
1948年 (昭和23年)		「児童福祉法」施行	福祉関係制度の整備
1951年 (昭和26年)		「児童憲章」制定	人として尊重される、社会の一員として重んじられる、良い環境下で育てられることを基本とした実質的な子どもの権利宣言
1969年 (昭和44年)		「同和对策事業特別措置法」施行	国内最初の総合的な人権施策 同対法(10年の時限法、3年間延長):生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動・啓発活動強化等:事業指定なし
1970年 (昭和45年)		「心身障害者対策基本法」施行	心身障害者対策の総合的推進を図ることを目的とする
1972年 (昭和47年)		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行	「男女雇用機会均等法」の源流となる法律
1979年 (昭和54年)	「国際人権規約」批准(社会権、自由権)		
1982年 (昭和57年)		「地域改善対策特別措置法」施行	地对法(5年の時限法):74事業
1985年 (昭和60年)	「女子差別撤廃条約」批准	「国籍法」改正法施行	国内制度の整備
1987年 (昭和62年)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行	地对財特法(5年の時限法、5年延長):55事業 1992(平成4)年から45事業
1992年 (平成4年)		「育児・介護休業法」施行	
1993年 (平成5年)		「障害者基本法」改正法施行	精神障がい者を障がい者として位置づけ、自立促進とあらゆる分野への参加を促進
1994年 (平成6年)	「子どもの権利条約」批准	「ハートビル法」施行	「バリアフリー法」の源流となる法律
1995年 (平成7年)	「人種差別撤廃条約」加入	「高齢社会対策基本法」施行	高齢社会対策の基本理念と施策の基本的枠組みを明示
1996年 (平成8年)		「らい予防法廃止法」施行	ハンセン病患者の隔離政策終了
1997年 (平成9年)	「人権教育のための国連10年」国内行動計画策定	「人権擁護施策推進法」施行	人権擁護施策の推進について、国の責務を明らかにし、必要な体制整備を明示
		「地对財特法」一部改正法施行	2002(平成14)年3月末期限:15事業
1999年 (平成11年)		「男女雇用機会均等法」改正法施行	雇用・就業における男女間の差別禁止、セクハラ防止のための事業主の配慮義務
		「感染症法」施行	感染症患者等の人権尊重と良質で適切な医療の提供等、総合的な施策の推進
		「児童ポルノ禁止法」施行	児童に対する性的搾取、性的虐待が児童の権利を著しく侵害する行為への処罰及び児童の保護措置
		「男女共同参画社会基本法」施行	男女共同参画社会の形成促進

【2000(平成12)年以降】

年	国際社会に関すること	人権課題に関する法律等	取組要旨
2000年 (平成12年)		「介護保険法」施行	介護支援制度が行政の措置から利用者の保険制度に転換
		「交通バリアフリー法」施行	障がい者や高齢者が市民として参加できるまちづくりの促進
		「児童虐待防止法」施行	児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとして権利擁護を明記
		「ストーカー規制法」施行	悪質なストーカー行為に対し、必要な規制や援助の措置
		「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明示
2001年 (平成13年)		「DV防止法」施行	配偶者からの暴力防止と被害者保護のため、支援施設の設置や保護命令の規定を新設
2002年 (平成14年)		「プロバイダ責任制限法」施行	他人の権利を侵害する情報の流通への対策のためプロバイダによる適切な対応や責任を明確化
2003年 (平成15年)		「個人情報保護法」施行	個人情報の適切な取扱いに関し、国及び地方公共団体の責務等及び事業者の義務を明示
		「出会い系サイト規制法」施行	インターネット利用に起因した児童売春等の行為の禁止
2004年 (平成16年)	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する選択議定書」批准	「性同一性障害特例法」施行	一定の条件下で、性別の取扱いの変更が可能
		「DV防止法」改正法施行	保護命令制度の拡充、被害者の自立支援
2005年 (平成17年)	「児童の売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」批准	「犯罪被害者基本法」施行	新たな人権課題に取り組むための法整備
		「発達障害者支援法」施行	発達障害の早期発見と適切な支援の推進
2006年 (平成18年)		「障害者自立支援法」施行	能力や適性に応じて自立した生活を営むためのサービスの充実やいっそうの推進を図る
		「高齢者虐待防止法」施行	虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等、高齢者虐待の防止に資する支援措置
		「自殺対策法」施行	自殺対策に対する基本理念及び国、地方公共団体の責務を明示
		「バリアフリー法」施行	ハートビル法、交通バリアフリー法を統合・拡充し、従来の駅、空港等の旅客施設から不特定多数の建物に適用範囲拡大
2007年 (平成19年)		「男女雇用機会均等法」改正法施行	性別を理由とした差別や妊娠・出産・産休取得等を理由とする不利益取扱いの禁止等を企業へ義務化
2008年 (平成20年)		「DV防止法」改正法施行	保護命令制度の拡充、市町村基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化
2009年 (平成21年)		「ハンセン病問題基本法」施行	新たな人権課題に取り組むための法整備
		「青少年インターネット環境整備法」施行	18才以下の人がインターネットを閲覧する際のフィルタリング設定を義務付け
2010年 (平成22年)		「肝炎対策基本法」施行	肝炎患者への支援と医療体制整備、正しい知識の普及と理解促進を明示
2011年 (平成23年)		「障害者基本法」改正法施行	障がい者の定義の追加、「共生社会」の実現に関する事項の追加、「合理的配慮」の考え方を導入
2012年 (平成24年)		「障害者虐待防止法」施行	「家庭」「施設」「職場」での虐待に通報義務の設定
2013年 (平成25年)		「障害者総合支援法」改正法施行	「障害者自立支援法」を改正・改題
		「いじめ防止対策法」施行	人権問題の改善のための制度的な枠組みの設定
2014年 (平成26年)	「障害者権利条約」批准	「子どもの貧困対策法」施行	実態把握と指標の設定、こどもの貧困対策に対する総合的な施策の推進
		「DV防止法」改正法施行	「生活の本拠を共にする交際相手」においても適用対象に拡大

年	国際社会に関すること	人権課題に関する法律等	取組要旨
2015年 (平成27年)	国連サミット「持続可能な開発目標」(SDGs)採択	「生活困窮自立支援法」施行	生活困窮者の包括的な相談支援・住宅確保給付金・就労支援等の制度化
		「女性活躍推進法」施行	女性の職業生活における活躍機会を推進するための基本方針策定、行動計画策定の義務付け
2016年 (平成28年)		「障害者差別解消法」施行	人権問題の改善のための制度的な枠組みの設定
		「ヘイトスピーチ解消法」施行	「本邦外出身者」に対する「不当な差別的言動」は許されないものであると宣言
		「部落差別解消推進法」施行	「部落差別」を冠した初めての法律
2017年 (平成29年)	「国際組織犯罪防止条約人身取引議定書」締結	「教育機会確保法」施行	不登校児童生徒に対する支援の強化、学校以外の学びの場の認定
2019年 (平成31年/ 令和元年)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」改正法施行	家族への支援を明記。地域社会からの孤立や偏見及び差別防止のための取組の推進
2020年 (令和2年)		「労働施策総合推進法」改正法施行	職場でのパワハラ防止対策の義務化
		「男女雇用機会均等法」改正法施行	セクハラ等の防止対策の強化
		「女性活躍推進法」改正法施行	一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表の義務の対象拡大
2022年 (令和4年)		「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行	障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本事項の設定
2023年 (令和5年)		「こども基本法」施行	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法
		「LGBT理解増進法」施行	啓発活動や相談窓口の設置、学校や職場環境での理解、環境整備の明記
2024年 (令和6年)		「障害者差別解消法」改正法施行	障害の「社会モデル」の認識を踏まえた。事業所における合理的配慮の提供を義務化
		「女性支援新法」施行	コロナ禍を経て、複雑化、多様化、複合化する女性をめぐる課題の顕在化に対応
		「DV防止法」改正法施行	保護命令の拡充・強化
		「認知症基本法」施行	全ての認知症の人が基本的人権を享有する個人として生活を営むための総合的な取組の促進
		「ハンセン病遺族補償金法改正法」施行	補償金の請求期限を2029(令和11)年まで延長
		「こども貧困解消推進法」改正法施行	「貧困対策」から「貧困の解消に向けた対策」に名称変更
2025年 (令和7年)		「情報流通プラットフォーム対処法(改正プロバイダ責任制限法)」施行	発信者情報の開示請求及び大規模プラットフォーム事業者の義務付け
		「児童福祉法」改正法施行	保育人材確保や虐待を受けたこどもへの対応の強化
		「DV防止法」改正法施行	保護命令制度の拡充、厳罰化
		「ストーカー規制法」改正法施行	規制対象範囲の拡大、罰則の強化、GPS等のデジタル技術を活用したストーカー行為への対応
2026年 (令和8年)		「こども性暴力防止法」施行	児童等に教育・保育等を提供する事業者・従業員に対し、こどもへの性暴力等の防止措置の義務付け
		「公益通報者保護法」改正法施行	公益通報者に対する不利益な取扱いを禁止
		「女性活躍推進法」改正法施行	10年の期限延長、情報公表の必須項目の拡大、女性の健康上の特性に対する配慮の追加

■ 部落差別問題(同和問題)に関するもの

● 部落差別問題(同和問題)に関する国の取組の流れ

年	国内の取組	取組要旨
1965年 (昭和40年)	同和对策審議会答申	「同和問題は我が国固有の人権問題、この解決は国の責務であり国民的課題である」
1969年 (昭和44年)	「同和对策事業特別措置法」 施行	同対法(10年の時限法、3年間延長):生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動・啓発活動強化等:事業指定なし
1982年 (昭和57年)	「地域改善対策特別措置法」 施行	地対法(5年の時限法):74事業
1987年 (昭和62年)	「地域改善対策特定事業に係る 国の財政上の特別措置に関する 法律」施行	地対財特法(5年の時限法、5年延長):55事業 1992(平成4)年から45事業
1996年 (平成8年)	地域改善対策協議会意見具申	(事業)1997(平成9)年3月末終了 一般対策に移行 (教育啓発)人権教育・啓発に再構成 (被害救済関係)人権救済制度の確立検討
1997年 (平成9年)	「地対財特法」一部改正法施行	2002(平成14)年3月末期限:15事業
2002年 (平成14年)	特別対策終了	33年間の特別対策の終了
2016年 (平成28年)	「部落差別解消推進法」施行	「部落差別は現在も存在し、許されるものではない。これを解消し、部落差別のない社会を作る」

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

■白杵市の取組に関するもの

●白杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)の理念並びに同和対策審議会答申の精神にのっとり、部落差別の解消及び人権擁護に関し、市及び市民の責務、相談体制の充実、その他市の施策等について定めることにより、部落差別の解消の推進及び人権擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、部落差別の解消のために必要な環境改善対策に関する事業を迅速かつ計画的に実現させるとともに、就労対策、産業の振興、教育対策、啓発活動及び人権擁護に関する施策を積極的に推進するものとする。この場合においては、住民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するよう配慮しなければならない。

2 市は、前項の施策を推進するため、総合的な計画を策定する。

(市民の責務)

第3条 市民は、部落差別及び人権侵害に関する行為をしてはならない。

2 市民は、相互に基本的人権を尊重し、国又は地方公共団体が実施する部落差別の解消及び人権擁護に関する施策に協力するように努めなければならない。

(相談体制の充実)

第4条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別をはじめ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

(実態調査等)

第6条 市は、第2条の施策の策定及び推進に反映させるため、5年ごとに必要な実態調査等を行う。

(行政組織の整備)

第7条 市は、部落差別の解消及び人権擁護に関する施策を推進するため、行政組織の整備に努める。

(審議会)

第8条 市は、部落差別の解消及び人権擁護に必要な施策の策定及び推進に関する重要事項を調査及び審議するため、白杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成31年3月19日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の白杵市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例の規定によりなされた計画の策定、審議、手続きその他の行為は、それぞれ改正後の白杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

●白杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例(平成17年白杵市条例第120号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、白杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、部落差別の解消及び人権擁護に必要な施策の策定及び推進について、次に掲げる重要事項を調査し、及び審議するものとする。

- (1) 条例第2条第2項に規定する総合的な計画
- (2) 条例第6条に規定する実態調査等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、重要な事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長の諮問に対して答申し、かつ、市長に意見を述べるができるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 前条第1項に規定する事項についての有識者
- (2) 市内の各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第2号及び第3号の職にある委員の任期は、当該職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、部落差別の解消及び人権擁護に関する重要事項について必要があると認めるときは、関係者からの出席を求め、意見を述べさせ、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、部落差別解消推進・人権啓発課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附則(平成17年3月29日規則第210号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成19年3月30日規則第31号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成25年4月1日規則第20号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成29年3月31日規則第18号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則(平成31年3月22日規則第10号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

I 目的

「部落差別の解消の推進に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)は、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」〔平成28年(2016年)12月16日法律第109号〕の第一条に定められた目的である部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、本市における部落差別の解消の推進に関する方針を定めるものです。

II 基本方針の位置づけ

この基本方針は、部落差別解消推進法に関して、本市における部落差別を解消するための基本的な考え方や方向性を示し、具現化するものです。

また、本市において部落差別の解消を図るために、「白杵市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」〔平成17年(2005年)1月1日白杵市条例第120号〕及び「白杵市人権教育・人権啓発推進基本計画」〔平成18年(2006年)7月策定平成28年(2016年)3月改定〕を基調として、部落差別の解消に向けた施策等に関する方針となります。

III 各方針

1 法の周知

部落差別解消推進法の目的を達成するには、この法律について、広く市民が理解することが、重要であることから、あらゆる場を通じて、市民、企業・団体等に対して広く周知を行います。

また、市民へ周知を行うためには、市職員がこの法律を十分に理解し、自らがその責務を自覚したうえで、率先して周知に努めるものとします。

(1)市民

部落差別解消推進法の目的を達成するためには、まずは、市民が法律が公布・施行されたことを知ることが大切であることから、市民へ法律の周知に努めていきます。周知にあたっては、

内容や手法を工夫し継続的に行い、市民の認知度を高めていきます。

(2)地域、企業・団体等

市民に対して法律の周知を図るとともに、地域や企業・団体等の組織を通じて周知を図ることも効果的であります。そのためには、地域(校区)組織、企業・経済団体、「白杵市人権・同和教育啓発推進協議会」、「白杵市民生委員児童委員協議会」、「白杵市PTA連合会」等の団体等と協力するなど、この法律の目的を達成するために、地域、企業・団体等と連携し周知を図ります。

(3)市職員

市民や企業・団体等に対して法律の周知を図るにあたり、法律の周知や理解を求める地方公共団体の職員が、法律の趣旨や内容はもとより、法律が成立した背景や経過、本市におけるこれまでの部落差別に関する取組や経過、関係団体等との連携などを十分認知し、繋げていくことが重要であります。

そのために、市職員を対象にした部落差別解消推進法及び本市の部落差別に関する施策等に関する研修等を、全ての職場で実施し、職員の部落差別の解消に関する知識及び意識の向上を図ります。

2 部落差別解消に関する施策(法第三条関係)

法第三条に示された部落差別解消のための地域の実情に応じた施策に関することについては、施策の立案から検証まで、当事者を含む様々な市民から意見を求める場等を設け、その意見を適宜反映するなど、より効果的な施策の推進を図ります。

3 相談体制の充実(法第四条関係)

法第四条に定められている相談体制の充実については、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るものとされていることから、本市においては、当事者等からの部落差別に関する人権相談を、白杵市地域生活

相談センターをはじめ、同和人権対策課及び人権同和教育室にて実施し、関係団体等と連携を図り相談体制を充実するとともに、相談事項の解決に向けた支援・救済の取組などにも積極的に努めます。

4 教育及び啓発(法第五条関係)

(1)教育

法第五条に定められている教育については、学校教育と社会教育のあらゆる場を通じて、部落差別を解消するための教育を一層推進していきます。

学校教育においては、推進体制、教職員研修等の充実に努め、子どもの発達の段階に応じた人権・同和教育を全学校・園で推進します。

また、社会教育においては、推進体制の充実に努めるとともに、部落差別の解消に向けた事業等を計画的、系統的に実施するなど、学びの充実に努めます。

(2)啓発

この法律が成立した背景には、「部落差別が存在しない」、「部落差別はそっとしておけばなくなる」といった誤った認識がある中、法第一条にある「現在もなお部落差別が存在する」この現状と、「寝た子を起こすな論」の誤りを、今後の教育・啓発活動の推進にあつての重要な課題と捉え、広く市民の共感が得られるように内容・手法に創意工夫を凝らすなど、より効果的・積極的に啓発します。

さらに、本市における人権教育・啓発活動の拠点である白杵市市民生活相談センターや地区公民館などの社会教育施設等においても、積極的に部落差別の解消に向けた取組を実施するなど、適宜、市民、地域、企業・団体等に対し、あらゆる場において様々な啓発活動を実施します。

5 部落差別の実態に係る調査(法第六条関係)

法第六条に基づき、国が部落差別の実態に係る調査を実施する際は、関係団体等と連携を図り、調査に協力していきます。

また、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることから、インターネット等での部落差別の実態把握に努め、国、県、

県下他市町村及び関係団体等と連携を図り、庁内及び庁外の体制や制度等を強化し、差別事象への対応を迅速に行います。

なお、白杵市人権教育・人権啓発推進基本計画に基づき「人権・同和問題に関する市民意識調査」を5年毎に実施し、その結果を基礎資料として部落差別の解消を図るための施策等に活用します。さらに、当事者等の実態把握に努める中、明らかになった部落差別の実態を改善するため、支援・救済の取組などを積極的に図ります。

6 推進体制

この基本方針の目的を達成するため、市長を会長とする全市体制の白杵市人権・同和教育啓発推進協議会及び、副市長を本部長とする白杵市人権教育及び啓発推進本部による全庁体制にて、この基本方針の各方針に基づき施策等を実施し、部落差別の解消を推進していきます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女(みんな)がともに思いやり支えあう社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2)積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3)市民 市内に住所を有するもの及び市内に通勤し、又は通学するものをいう。
- (4)事業者 市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5)セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動(以下この号において「性的な言動」という。)により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6)ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、性的又は経済的な暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が

個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女に人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに鑑み、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動を行うことができるようにしなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が相互の身体の特徴について理解し合うことにより、性に関する健康と権利を互いに認め合えるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、県及び国と連携して取り組むものとする。

3 市は、第 1 項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第 7 条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第 8 条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を助長し、又は是認する表現を行わないよう努めなければならない。

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画

(以下「計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、白杵市男女共同参画推進懇話会に諮問しなければならない。

3 市長は、計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 11 条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の充実)

第 12 条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 13 条 市は、家族を構成する男女がともに家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるように、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 14 条 市は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談及び苦情の申出)

第 15 条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、第 7 条に規定する性別による権利侵害その他男女共

同参画社会の推進に関する相談又は苦情の申出をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による相談又は苦情の申出があった場合は、必要に応じて、関係者に対し説明又は資料の提出等を求め、是正の指示、勧告又は要望その他の必要な措置を行うものとする。
- 3 市長は、前項の措置を講ずるに当たっては、関係機関等との適切な連携を図るものとする。
- 4 市長は、第2項の措置を講ずるに当たり、必要と認めるときは、臼杵市男女共同参画推進懇話会の意見を聴くものとする。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(民間の団体に対する支援)

第17条 市は、民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告等)

第18条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 臼杵市男女共同参画推進懇話会

(臼杵市男女共同参画推進懇話会)

第19条 次に掲げる事務を行うため、臼杵市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

- (1)第9条の規定により諮問された事項について調査審議すること。
- (2)男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて答申し、及び市長に建議すること。

(組織及び委員等)

第20条 懇話会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

●白杵市犯罪被害者等の支援に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この条例において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この条例において「二次的被害」とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。

4 この条例において「市民等」とは、市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において事業又は活動を行っているものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、国、県、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものと相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を行うための窓口の設置に努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、福祉サ

ービスの提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(居住の安定)

第 9 条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第 10 条 市は、二次的被害の防止、犯罪被害者等の支援の必要性等について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

●白杵市性の多様性の尊重に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様な在り方(以下「性の多様性」という。)が尊重される社会の推進に関し、基本理念を定め、白杵市(以下「市」という。)の責務並びに市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにし、一人ひとりが個性と能力を発揮しながら、その人らしく生きることができ、社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市、市民、事業者及び教育に携わる者は、性の多様性が尊重され、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする偏見及び差別がなく、誰もが安心して暮らしながら、多様な生き方を選択できる社会の実現を目指すものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- (2) ジェンダーアイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(市の責務)

第4条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的に作成し、実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、性の多様性に対する理解を深め、社会のあらゆる分野の活動において、性の多様性を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、性の多様性に対する理解を深め、その事業活動を行うに当たって、性の多様性を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第7条 教育に携わる者は、性の多様性に対する理解を深め、性の多様性に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性的指向又はジェンダーアイデンティティを理由とする差別的取扱い又は暴力的行為
- (2) 性的指向又はジェンダーアイデンティティを本人の意に反して公表すること。
- (3) 性的指向又はジェンダーアイデンティティの公表を強要し、又は禁止すること。

(情報の発信及び流通に関する配慮)

第9条 何人も、情報の発信及び流通に当たっては、性別等に起因する人権侵害に当たる表現を用いないよう十分に配慮しなければならない。

(広報啓発活動)

第10条 市は、市民、事業者及び教育に携わる者の性の多様性に対する理解を深めるため、必要な広報啓発活動を行うものとする。

(相談及び苦情の申出)

第11条 何人も、性別等を理由とする人権侵害の相談及び苦情を、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があったときは、関係機関と連携して適切に対応するよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

●白杵市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白杵市人権教育・人権啓発推進基本計画の理念に基づき、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、心と心のつながりを大切にしたい真に豊かでゆとりのある社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的指向(恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。)が異性のみではない者又はジェンダーアイデンティティ(自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。)が出生時に届けられた性別と異なる者である2者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内へ宣誓の日から原則14日以内に転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者(直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻

族をいう。)でないこと(パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。)

(宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする者は、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップ宣誓に関する確認書(様式第2号)に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)。ただし、白杵市内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類
 - (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証であって、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号。以下「受領証」という。)及びパートナーシップ宣誓書受領カード(様式第4号。以下「受領カード」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証又は受領カードを紛失、毀損又は汚損等したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第5号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合限り、受領証等を再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書の記載事項に変更があった場合(次条の規定により受領証等を返還する場合を除く。)は、パートナーシップ宣誓書記載事項変更届(様式第6号。以下「変更届」という。)に、変更内容が確認できる書類及び変更前の受領証等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証等を交付するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第7号)に第6条の規定により交付を受けた受領証及び受領カードを添えて市長に返還しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 一方が死亡した場合
- (3) 双方が市外へ転出した場合

(パートナーシップ宣誓の取消し)

第10条 市長は、宣誓をした者が虚偽その他の不正な方法により受領証の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた受領証及び受領カードを不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップの宣誓を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定によりパートナーシップの宣誓を取り消した場合は、第6条の規定により交付を受けた受領証及び受領カードの返還を求めるものとする。

(宣誓書の保存)

第11条 市長は、宣誓書を30年間保存するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和6年3月22日告示第13号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

人権相談ダイヤル

全国共通 みんなの人権 110 番

☎0570-003-110

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

- 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。
- 秘密は守ります。法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。

こどもの人権 110 番

☎0120-007-110

- 通話料無料
- いじめ、不登校、体罰、その他こどもの人権に関するもの等

インターネット人権相談受付窓口

法務省インターネット人権相談

検索

- インターネットでも人権相談を受け付けています。
- パソコン、スマートフォン、携帯電話からご利用になれます。
- アドレス <https://www.jinken.go.jp/>
右の二次元コードを読み込んでご利用ください。



【2026(令和8)年3月現在】

第3次

臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画

2026(令和8)年3月 策定

発 行 者: 臼杵市 部落差別解消推進・人権啓発課
電 話 番 号: 0972-63-1111(代表)
ホームページ: <https://www.city.usuki.oita.jp/>